

第2期 長野原町子ども・子育て支援事業計画

ごあいさつ

わが国の多くの地域、多くの市町村では、核家族化の進行、子育て家庭の就労形態の多様化、地域のつながりの希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化しており、子育てをする親の負担や不安、孤立感も増しています。

このような状況の中、未来を担う子どもの成長、子育て中の家庭を社会全体で支えていくことを目的に、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度からスタートしました。さらに昨年10月からは、消費税を財源とした3歳以上の教育・保育の無償化も始まりました。

長野原町においては、少子化対策と子育て家庭の支援を図るため、幼稚園と保育所の統合による認定こども園化を進めるとともに、給食費の全面無償化などに取り組んでまいりました。さらに、「長野原町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様な保育サービスや子育て支援事業の実施、小学生の放課後の居場所づくりなどの各種施策の展開を図ってまいりました。

この度、第1期計画の期間満了を迎え、「第2期長野原町子ども・子育て支援事業計画」を策定する運びとなりました。新たな計画に基づき、策定過程において把握した子育て家庭のニーズに応える施策・事業の円滑な推進に引き続き努めてまいりますので、町民の皆様、そして、関係者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見ご提言を賜りました関係各位をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

長野原町長

萩原 睦男



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の策定体制	3
第2章 長野原町の子どもと家庭を取り巻く現状と課題	4
1 人口と世帯の状況	4
2 婚姻・出産等の状況	8
3 就業の状況	11
4 教育・保育事業等の状況	13
5 アンケート調査	16
6 第2期計画における主要課題	29
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念	31
2 計画の体系	33
3 長野原町の児童数の将来推計	34
4 第2期計画における成果指標と目標値	35
第4章 幼児教育・保育と子ども・子育て支援事業の充実	36
1 教育・保育提供区域の設定	37
2 幼児期の教育と保育の充実	39
3 地域子ども・子育て支援事業	46
第5章 子ども・子育て支援の展開	59
基本目標1 地域における子育ての支援	59
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	64
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	69
基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境の整備	72
基本目標5 支援を要する子どもへの対応等のきめ細かな取り組み	75

第6章 計画の推進	79
1 計画の推進体制.....	79
2 教育・保育の提供にあたって	80
3 計画の進行管理.....	81

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

▶子ども・子育て支援新制度創設の背景

急速な少子化の進行と家庭や地域の環境変化を踏まえ、我が国では、子どもと保護者に対して必要な支援を行い、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

■子ども・子育て支援新制度の目指すところ

 1 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。

 2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。

 3 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。

 4 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。

▶子どもと子育て家庭を取り巻く現実

しかしながら、現実目を見ると、国内の経済状況は一時期より好転したものの、非正規雇用問題は特定の年代に残存しつづけているほか、解消しない待機児童の問題などにより、本来の希望する働き方や結婚や出産をあきらめる人もいます。さらに、子育て家庭をみても、子育ての負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人は少なくありません。

そのため、国は、待機児童の解消を目的とする「子育て安心プラン」の早期着手、更なる放課後児童対策を目指した「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化させており、今後も県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

▶長野原町における子ども・子育て支援事業計画の策定と施策の推進

本町では、平成27年3月に「長野原町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、必要な教育・保育の提供体制の確保と、子育て家庭それぞれの状況に応じた子育て支援を進めてまいりました。さらに、平成29年度においては、より実状に即した事業展開等を行うため、中間見直しを行いました。

この度、第1期計画期間の終了に伴い、第1期計画の到達点を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、「第2期長野原町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画に基づき、町が主体的に教育・保育や子育て支援に関する事業について量の確保と質の向上を図るとともに、すべての町民が子ども・子育て支援への関心と理解を深め、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において子どもと子育て家庭を支え合うまちづくりを推進します。

2 計画の期間

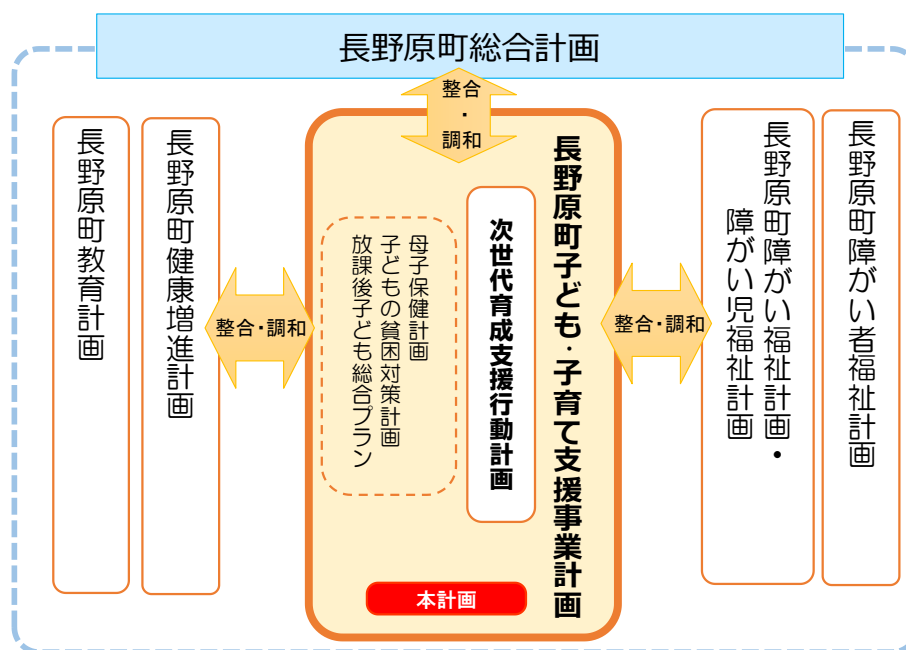
本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

▶ 令和2年度から令和6年度【5年間】

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。また、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」、「子どもの貧困対策計画」、「放課後子ども総合プラン」の内容も含めた計画です。

策定にあたっては、本町のまちづくりの最上位の計画である「長野原町総合計画」をはじめ、「長野原町障がい者福祉計画」、「長野原町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「長野原町健康づくり計画」、「長野原町教育計画」等の関連する他の計画との調和を図るものです。



なお、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」策定の義務づけにより、市町村が任意に策定する計画となりましたが、本町では次世代育成支援に係る主要施策についても引き続き盛り込んでいます。

さらに、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行を受け、地域の状況に応じた取り組みが求められていることから、本町では子どもの貧困対策に係る施策の内容も本計画に含めました。

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的としてアンケート調査を実施しました。

【調査の対象】

- | | | |
|-------------|---------|------------|
| ① 就学前児童の保護者 | : 120 件 | } (全世帯調査※) |
| ② 小学生の保護者 | : 94 件 | |

※同一世帯に調査対象児童が2人以上いる場合は、一番下のお子さんを調査対象とした

【調査の方法】

- | | |
|-------------|--------------|
| ① 就学前児童の保護者 | : 郵送による配布・回収 |
| ② 小学生の保護者 | : 郵送による配布・回収 |

【調査の実施時期】

令和2年1月～2月

【配布・回収の結果】

区 分	配布数	有効回答数	有効回答率
① 就学前児童調査	120 件	70 件	58.3%
② 小学生調査	94 件	43 件	45.7%

第2章 長野原町の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

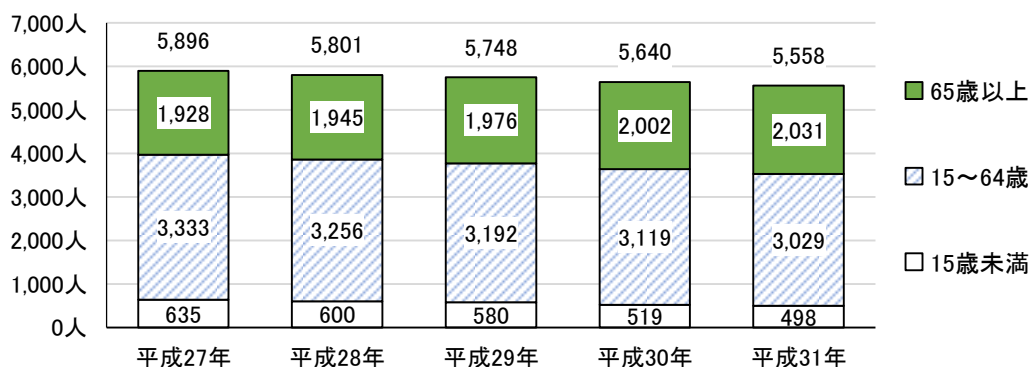
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

平成27年からの本町の人口推移をみると、緩やかな減少傾向にあり、平成31年4月1日現在の人口は5,558人となっています。

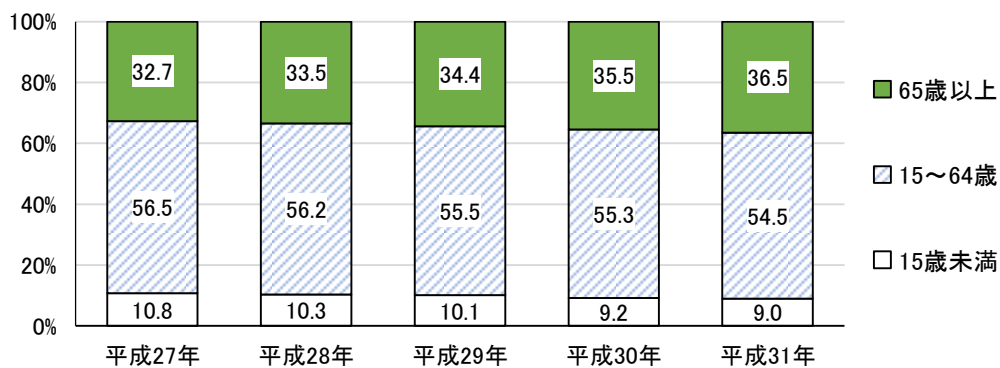
年齢3区分人口構成比の推移をみると、65歳以上の高齢者人口の割合は増加傾向、15～64歳の生産年齢人口及び15歳未満の年少人口の割合はいずれも減少傾向で推移しており、少子高齢化が進行している状況があらわれています。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口構成比の推移

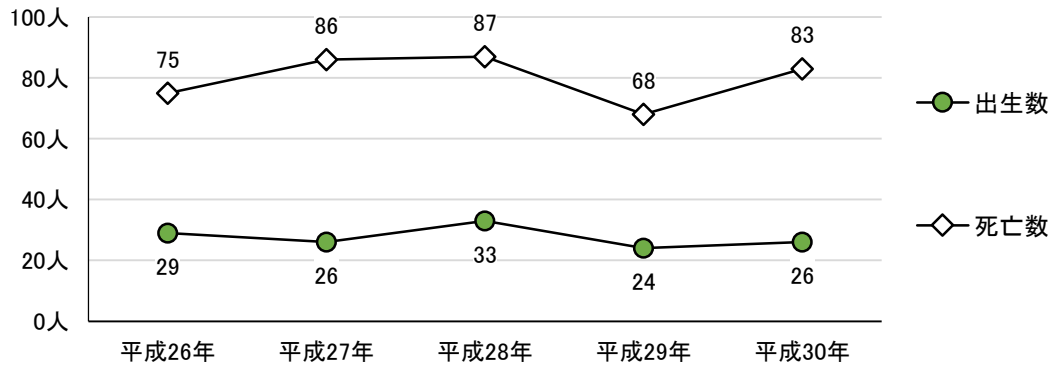


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

■ 出生数及び死亡数の推移

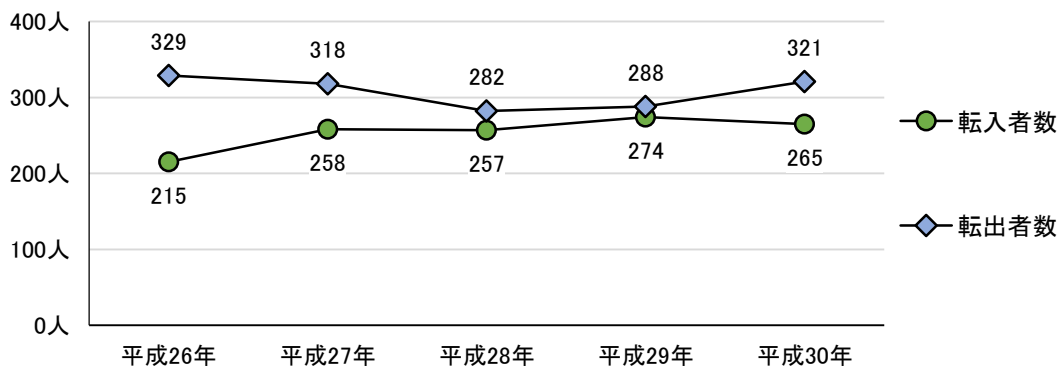


資料：群馬県人口動態統計

(3) 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、転出者数が転入者数を上回る社会減でしたが、平成28年及び平成29年は転入・転出がほぼ拮抗していましたが、平成30年は再び社会減に転じています。

■ 転入者数及び転出者数の推移



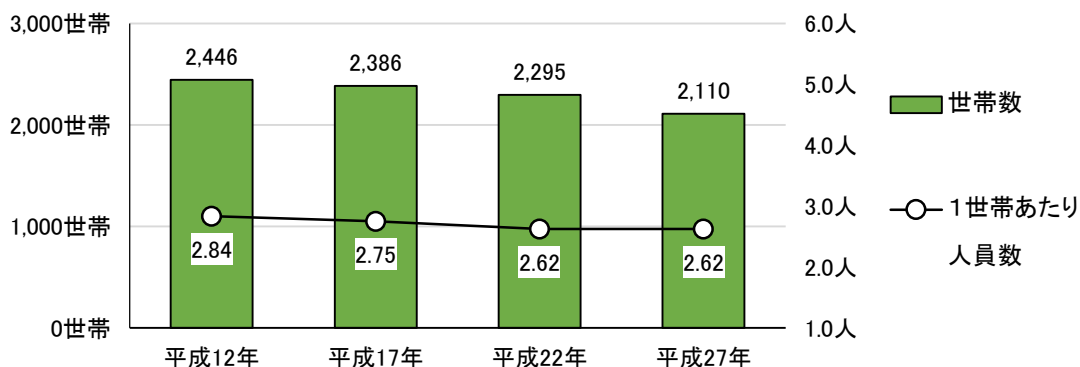
資料：群馬県人口動態統計

(4) 世帯数

本町の世帯数の推移をみると、平成12年以降減少が続いており、平成27年には2,110世帯となっています。

1世帯あたり人員数についても減少していましたが、平成22年から平成27年にかけては横ばいで推移しています。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移

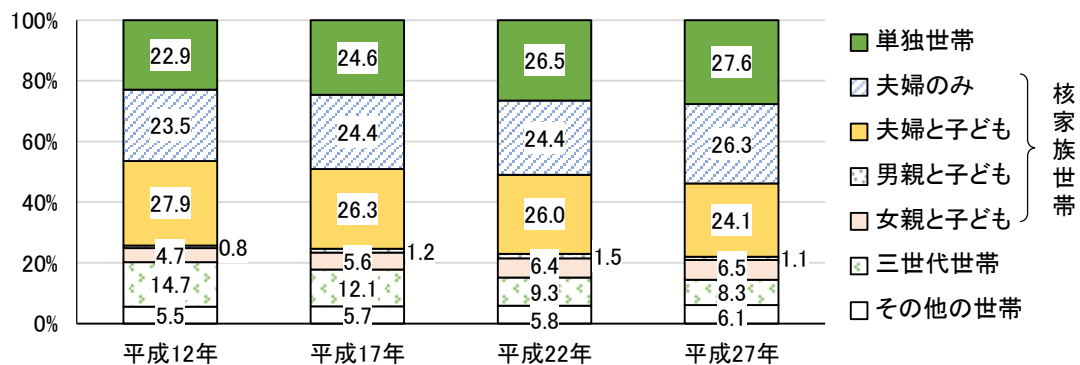


資料：国勢調査

(5) 世帯類型

本町の世帯類型の構成比の推移をみると、単独世帯、夫婦のみの世帯の割合が増加する一方、夫婦と子どもの世帯、三世帯世帯の割合は減少傾向にあります。

■世帯類型による世帯数の推移

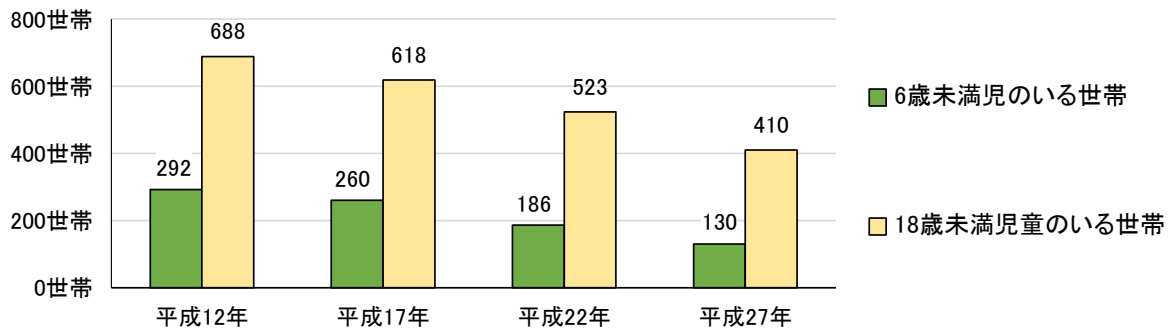


資料：国勢調査

（6）児童のいる世帯数

本町の児童がいる世帯数の推移をみると、平成12年以降減少が続いており、平成27年では6歳未満児童のいる世帯は130世帯、18歳未満児童のいる世帯は410世帯となっています。

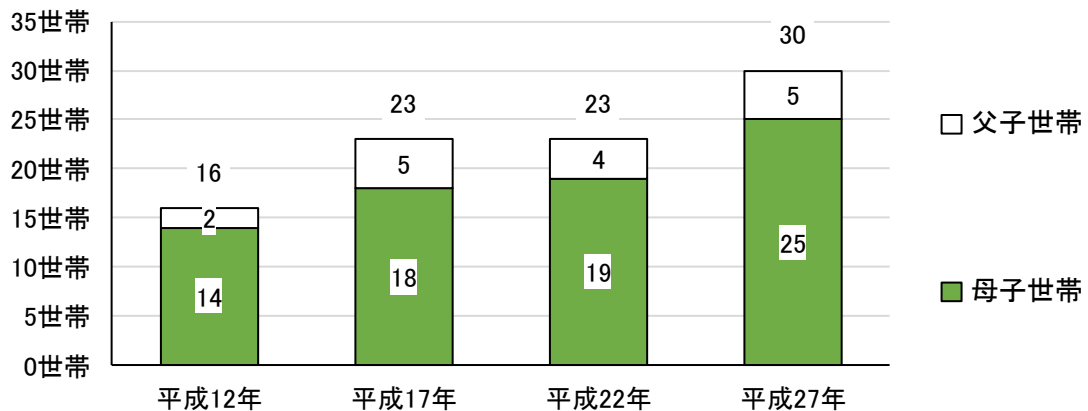
■児童のいる世帯数の推移



資料：国勢調査

また、18歳未満の児童がいるひとり親の世帯については増加傾向にあり、平成27年では、母子世帯25世帯、父子世帯5世帯の計30世帯となっています。

■18歳未満の児童がいるひとり親の世帯数の推移



資料：国勢調査

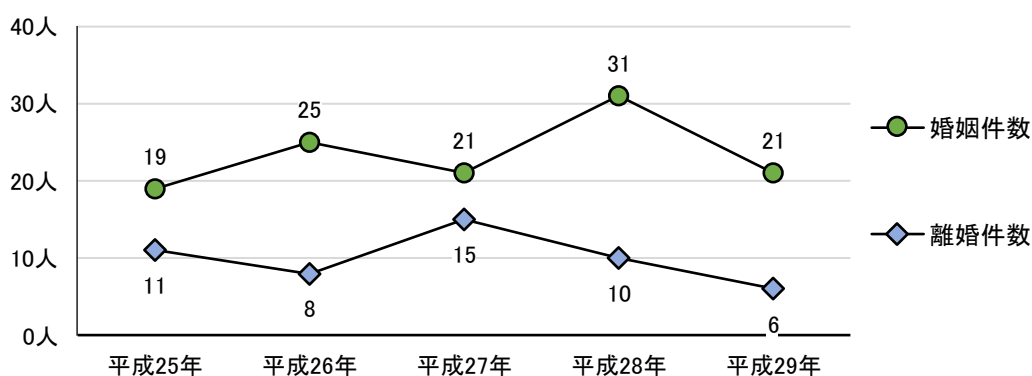
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は、増加と減少を繰り返して推移しており、平成29年では21件となっています。

また、離婚件数は、近年、減少傾向で推移しており、平成29年では6件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移



資料：群馬県人口動態調査

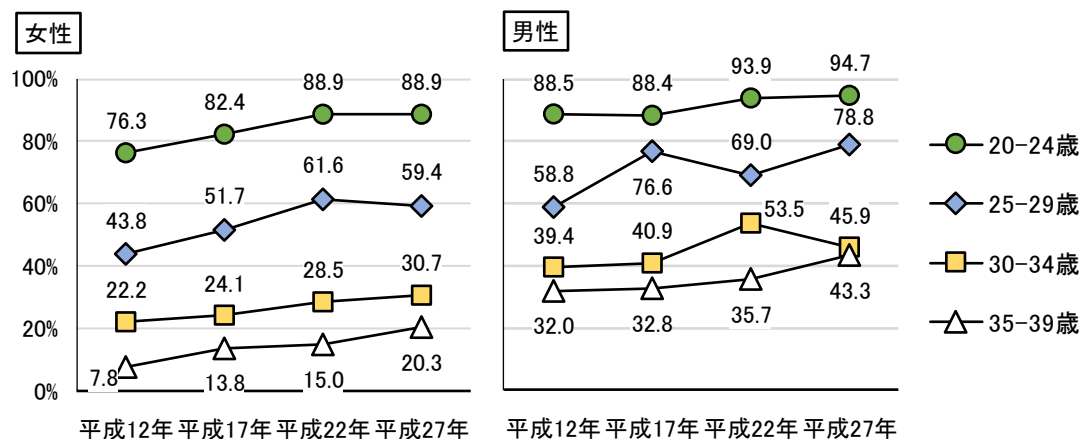
(2) 未婚率

未婚率については、男女ともに低い年代ほど高く、高い年代ほど低くなっています。

女性では、平成12年から平成27年にかけてすべての年齢階級で増加しており、25～29歳では15.6ポイント増、20～24歳では12.6ポイント増などとなっています。

男性については、各年代の未婚率が女性よりも高い水準にある中で、平成12年から平成27年にかけて、25～29歳では20.0ポイント増、35～39歳では11.3ポイント増となっています。

■未婚率の推移



資料：国勢調査

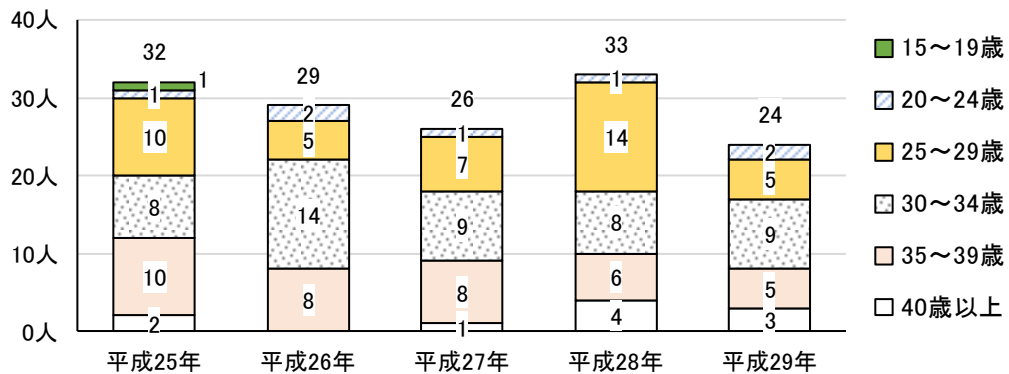
(3) 出生

① 出生数の推移

本町の出生数は、減少傾向から平成28年には増加に転じましたが、平成29年には再び減少し24人となっています。

母親の年齢別にみると、平成29年においては母親30～34歳の年齢階級による出生が9人で最も多くなっています。

■母親の年齢別の出生数の推移

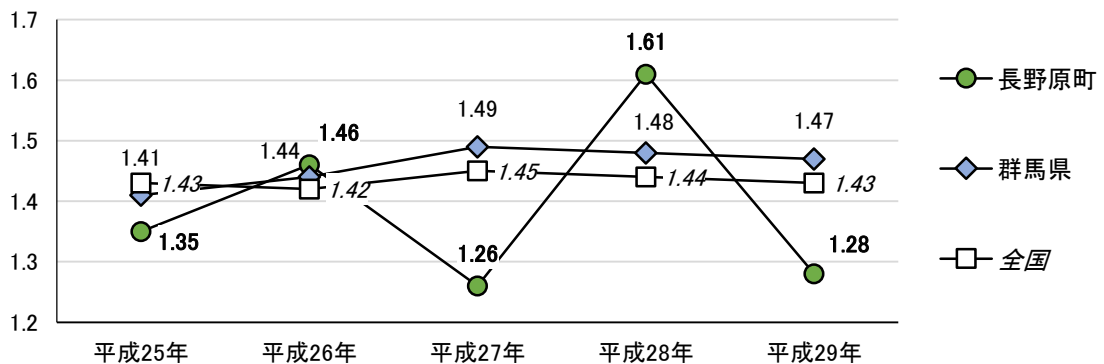


資料：群馬県人口動態調査（年齢不詳は除く）

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成26年以降は、群馬県の数値は全国の数値を上回っています。本町の数値は、平成28年においては県の数値を大きく上回ったものの、その他の年については県と同等か、それ以下の水準となっています。

■合計特殊出生率の推移



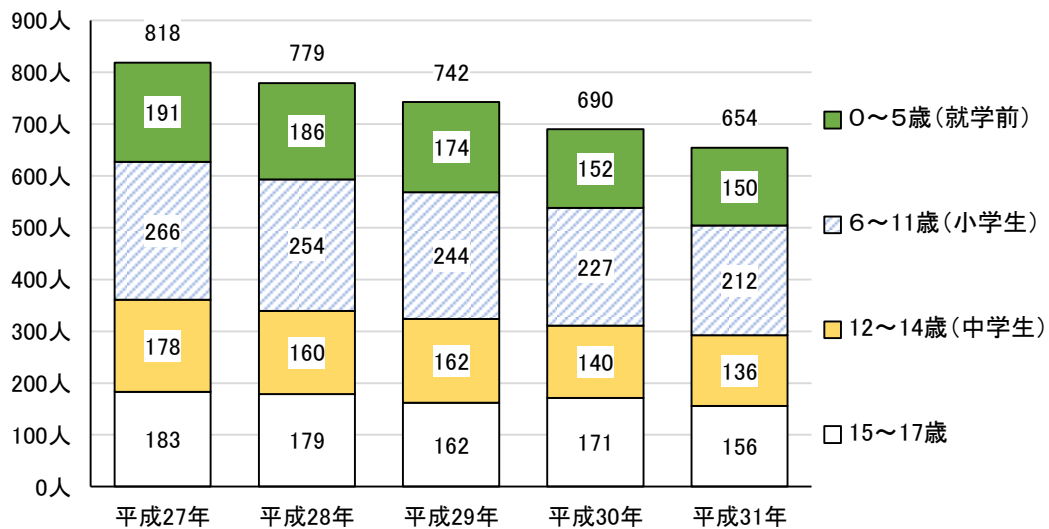
資料：群馬県人口動態調査

合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(4) 児童数

本町の18歳未満の児童数は減少傾向にあり、平成31年4月1日現在で654人となっています。内訳をみると、0～5歳の就学前児童数は150人、6～11歳の小学生児童数は212人、12～14歳の中学生児童数は136人、15～17歳の児童数は156人となっています。

■児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

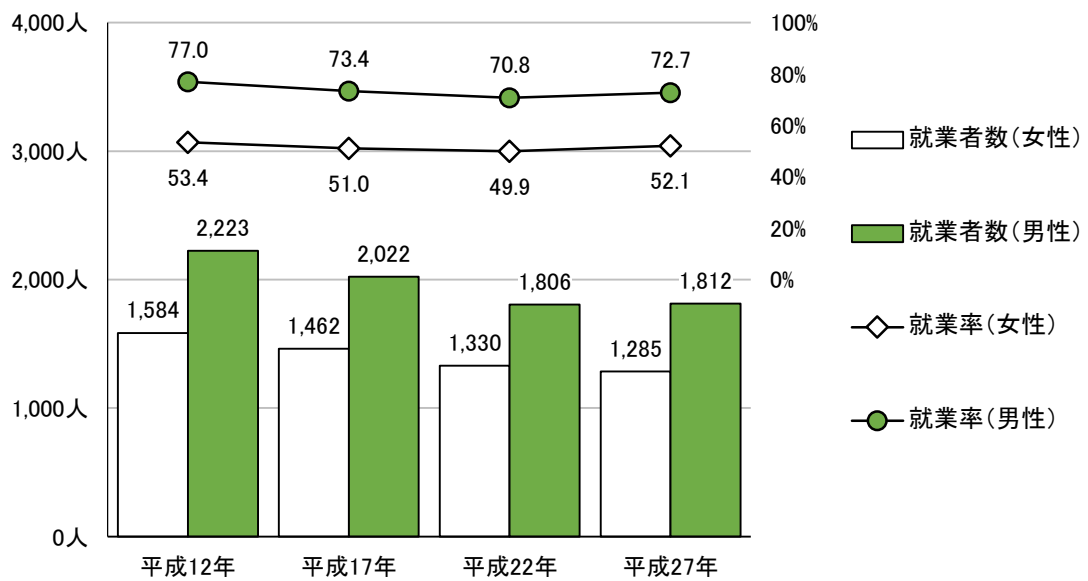
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本町の女性の就業者数は減少傾向で推移していますが、就業率については平成27年では増加に転じました。

男性については、就業者数及び就業率ともに減少傾向にありましたが、平成27年ではいずれも増加に転じました。

■ 就業者数の推移



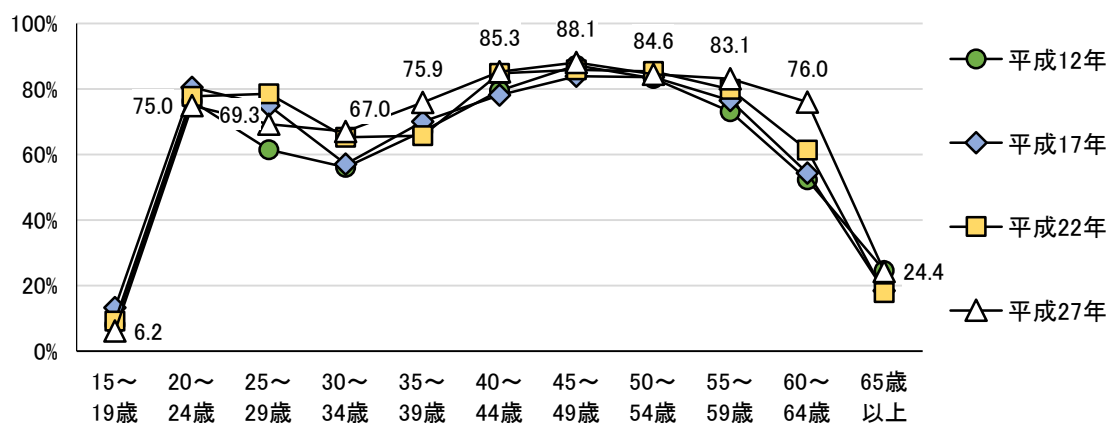
資料：国勢調査

(2) 年齢別労働力率

女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、従来は、20代から減少して30～34歳が谷間となり、再び増加する「M字曲線」が顕著にみられ、その背景は30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなるためでした。しかしながら、近年では、20代の労働力率の減少と30代の労働力率の増加により、M字のカーブが浅くなっています。

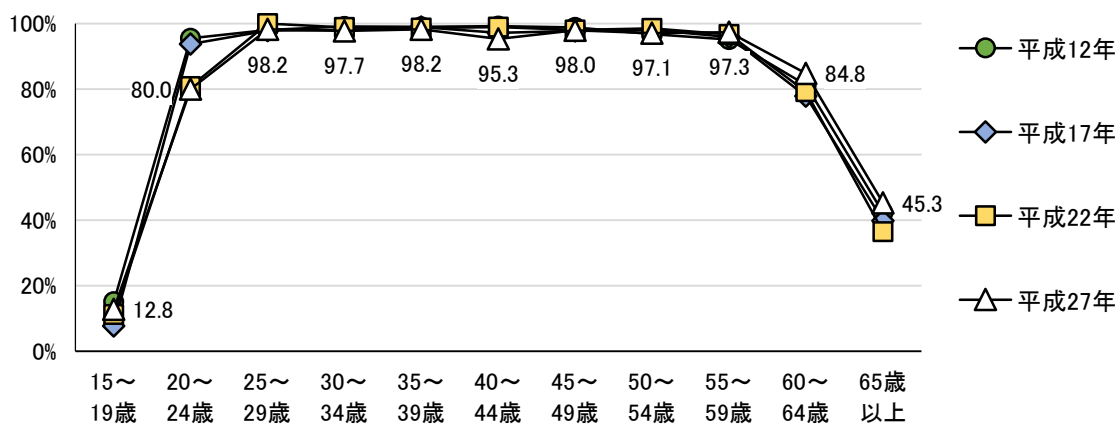
男性は女性よりも高い水準にあり、経年による変化がそれほどみられない状況となっています。

■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

4 教育・保育事業等の状況

（1）教育・保育施設利用児童数

本町には、平成28年までは保育所と幼稚園が計3か所でしたが、平成29年及び平成30年において認定こども園2園に統合しました。

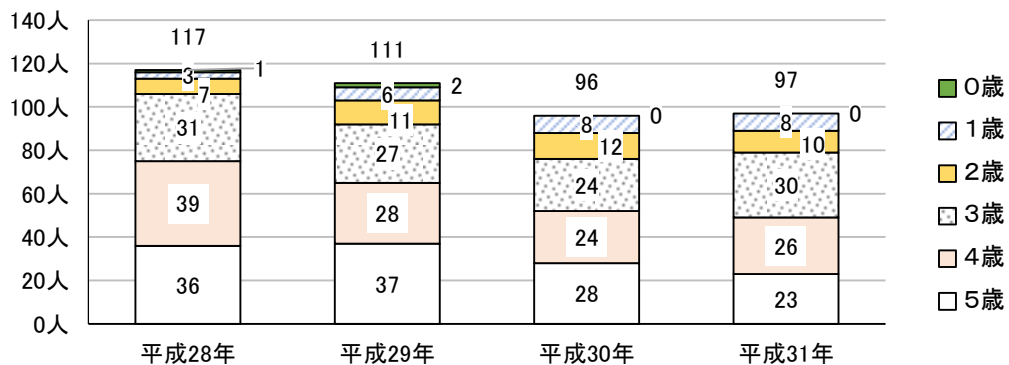
利用児童数は減少傾向にありましたが、平成31年においては前年からほぼ横ばいの97人となっています。

■町内の保育所・幼稚園・認定こども園の状況

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保 育 所	1 か所	1 か所	—	—
幼 稚 園	2 か所	1 か所	—	—
認定こども園	—	1 か所	2 か所	2 か所
計	3 か所	3 か所	2 か所	2 か所

資料：長野原町教育委員会教育課調べ（各年4月1日現在）

■年齢別の教育・保育施設利用児童数（認定者数）の推移



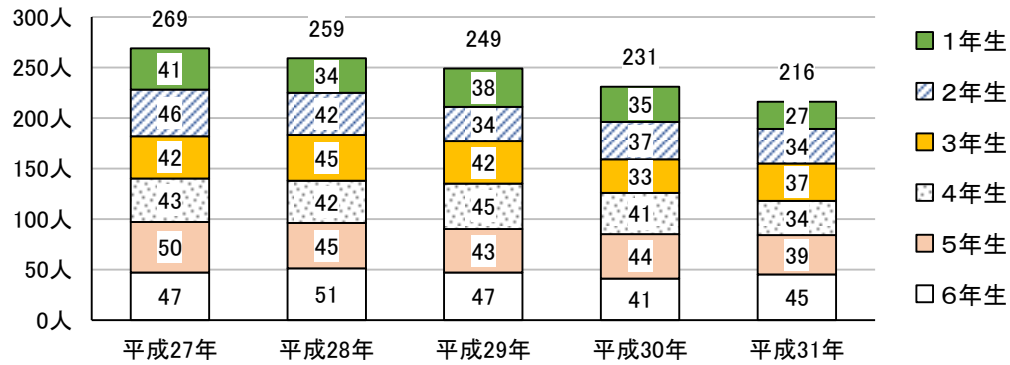
資料：長野原町教育委員会教育課調べ（各年4月1日現在）

(2) 小学校児童数

本町に小学校は4校あります。

児童数は平成27年以降減少傾向で推移しており、平成31年では216人となっています。

■小学校の児童数



資料：平成27～30年は学校基本調査（各年5月1日現在）
平成31年は長野原町教育課調べ（4月1日現在）

(3) 子ども館利用者数

子ども館は、小さな子どもの安全な遊び場、同じ育児世代の保護者の方々の情報交換の場として、親子が自由に使える施設です。

大津・応桑・北軽井沢の3地区に設置し、利用者数は増加傾向にあり、平成30年度は年間延べ17,576人の利用がありました。

■こども館の利用者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中央子ども館	10,600人	10,586人	11,026人	9,831人	8,562人 (7,114人)
応桑子ども館	1,513人	2,580人	2,093人	3,165人	(2,647人)
北軽井沢子ども館	783人	829人	3,923人	4,580人	3,846人 (3,148人)
計	12,896人	13,995人	17,042人	17,576人	(12,909人)

※H27・28は北軽井沢こども館は「どんぐり広場」という名称で民間の施設でした。

R1年は、1月までの数値。（カッコ内は11月までの数値）

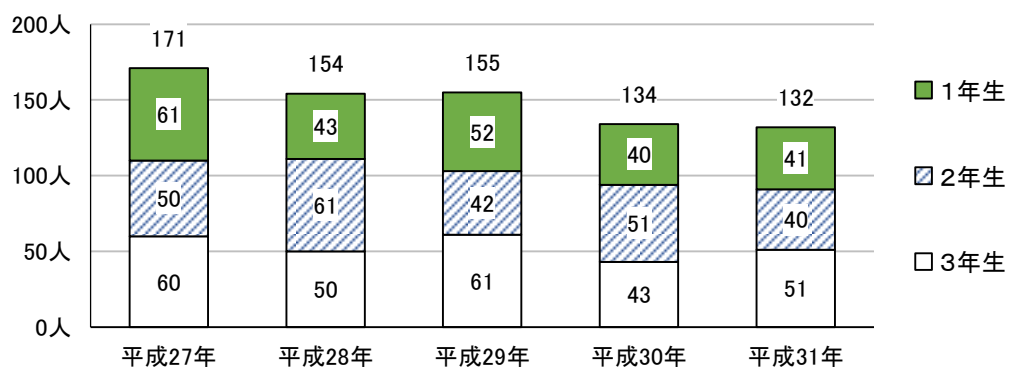
資料：長野原町教育委員会教育課調べ（各年4月1日現在）

(4) 中学校生徒数

本町に中学校は2校あります。

生徒数は平成27年以降減少傾向で推移しており、平成31年には132人となっています。

■ 中学校の生徒数



資料：平成27～30年は学校基本調査（各年5月1日現在）
平成31年は長野原町教育課調べ（4月1日現在）

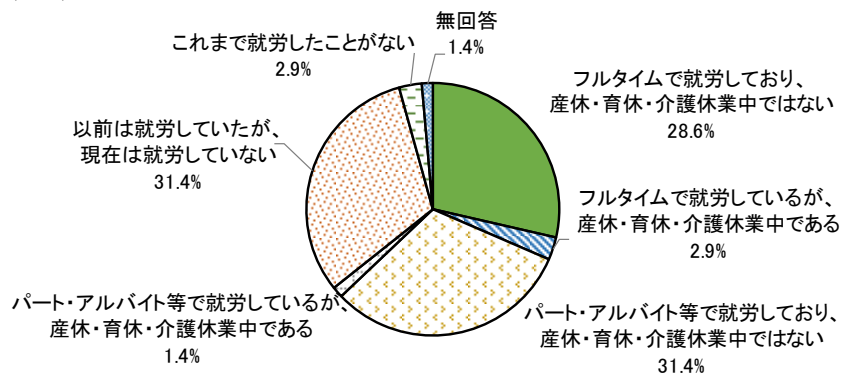
5 アンケート調査

(1) 母親の就労状況【就学前児童保護者】

Q 母親の就労状況（1つに○）

- 就学前児童の母親の64.3%が就労しています（フルタイム就労が31.5%、パート・アルバイト就労が32.8%）。そのうち、4.3%は産休・育休取得中です。
- 就労していない人は、34.3%です。

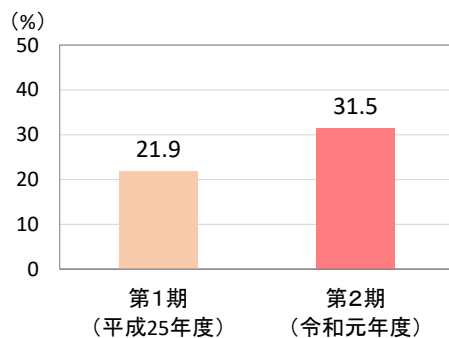
(n=70)



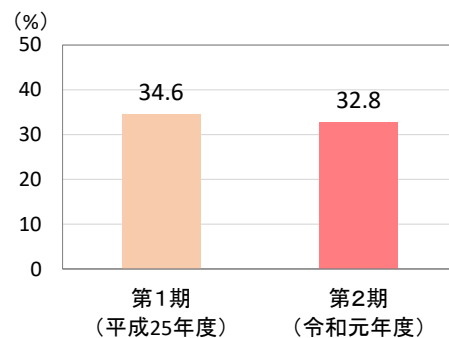
【 前回調査との比較 】

◎前回と比べて、フルタイム就労の割合は9.6ポイント増加、パート・アルバイト就労の割合は1.8ポイント減少したものの、就労していない割合は7.4ポイント減少しました。

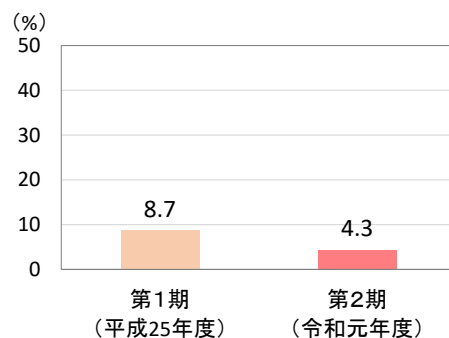
<フルタイム就労>



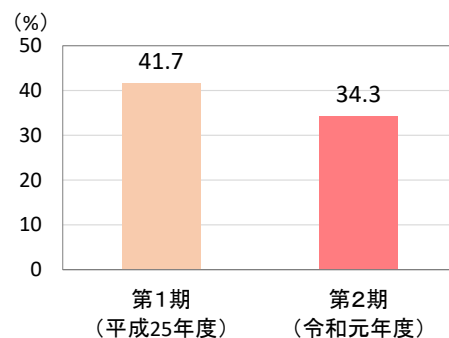
<パート・アルバイト就労>



<就労者のうち産休・育休・介護休業中>



<就労していない割合>

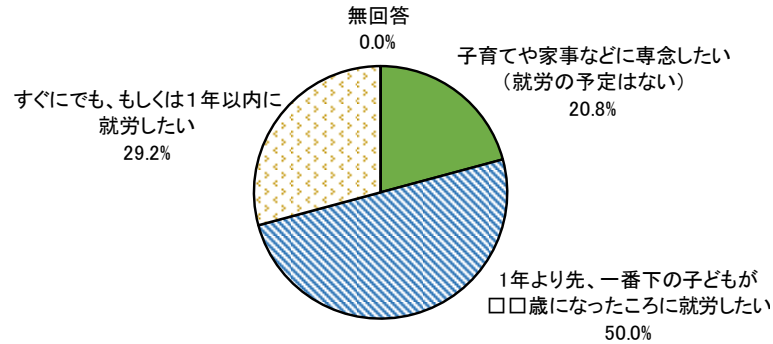


(2) 働いていない母親の就労意向【就学前児童保護者】

Q 就労したいという希望はありますか。(1つに○)

●現在就労していない母親の79.2%は、直近もしくは将来的な就労を希望しています。

(n=24)



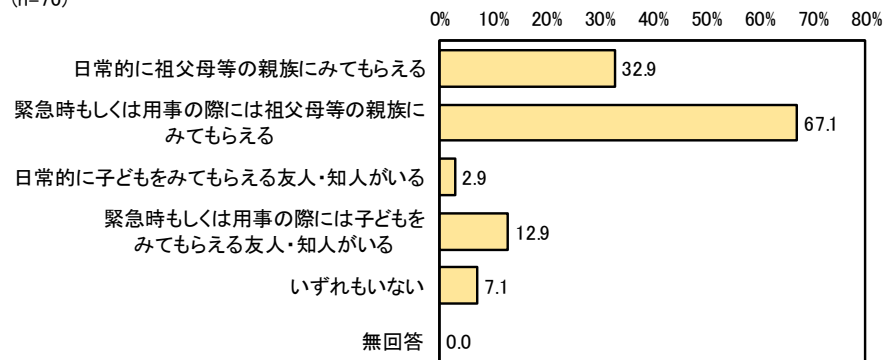
(3) 子どもをみてもらえる親族・知人の有無【就学前児童保護者】

Q 保育所等施設の利用の有無に関わらず、日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいですか。(あてはまるものすべてに○)

●日頃、子どもを預かってもらえる親族の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が67.1%で最も多く、以下、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が32.9%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が12.9%などとなっています。

●一方、7.1%は「いずれもない」と回答しています。

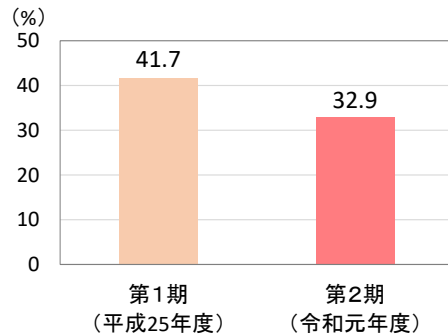
(n=70)



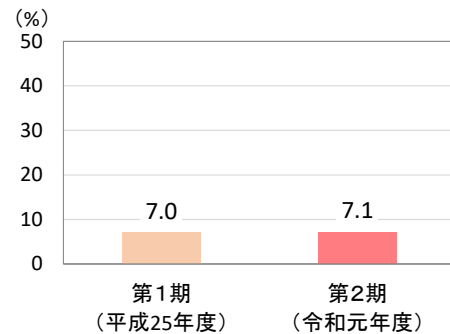
【 前回調査との比較 】

◎前回と比べて、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」割合は 8.8 ポイント減少したものの、子どもを預かってもらえる親族・知人が「いずれもない」割合はほぼ横ばい（0.1 ポイント増加）で推移しています。

＜日常的に祖父母等の親族にみてもらえる＞



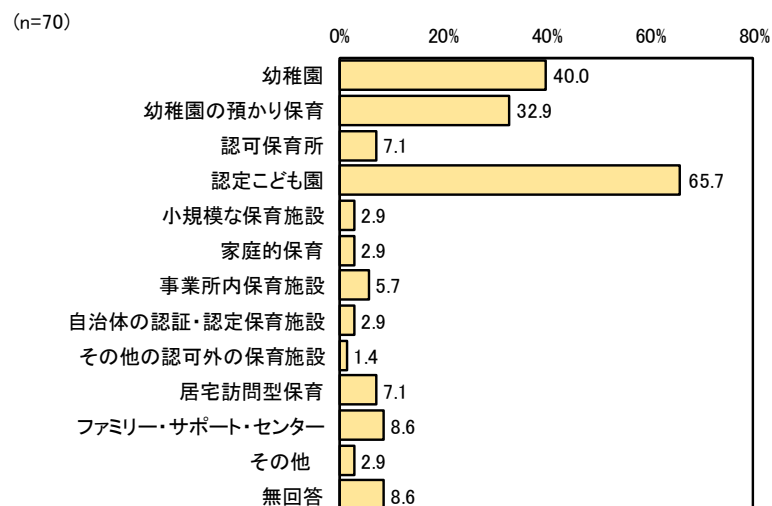
＜いずれもない＞



(4) 定期的に利用を希望する教育・保育事業【就学前児童保護者】

Q 現在の利用状況にかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。（あてはまるものすべてに○）

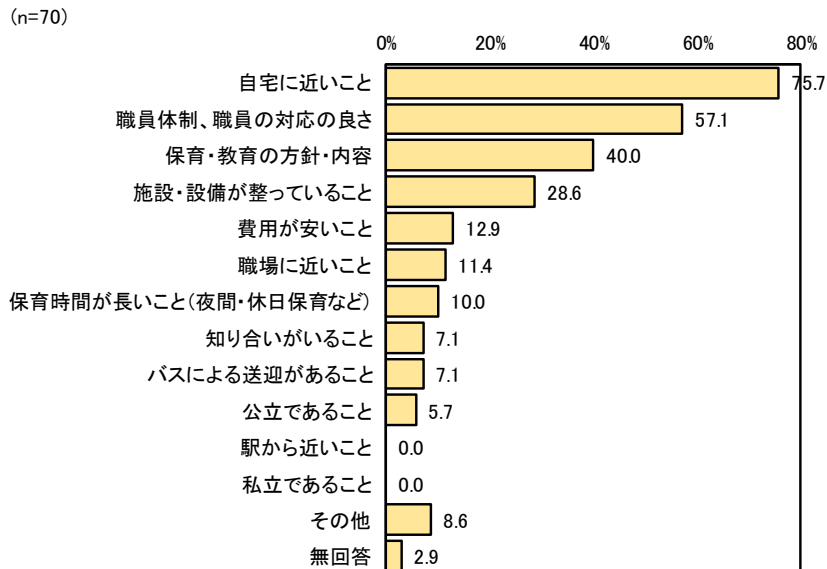
●利用したい平日の定期的な教育・保育事業は、「認定こども園」が 65.7%で最も多く、以下、「幼稚園」が 40.0%、「幼稚園の預かり保育」が 32.9%、「ファミリー・サポート・センター」が 8.6%、「認可保育所」「居宅訪問型保育」がいずれも 7.1%となっています。



(5) 教育・保育施設を選ぶ上で特に重視すること【就学前児童保護者】

Q 幼児期のお子さまの教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）を選ぶ際に、重視する点はどのようなことですか。（3つまでに○）

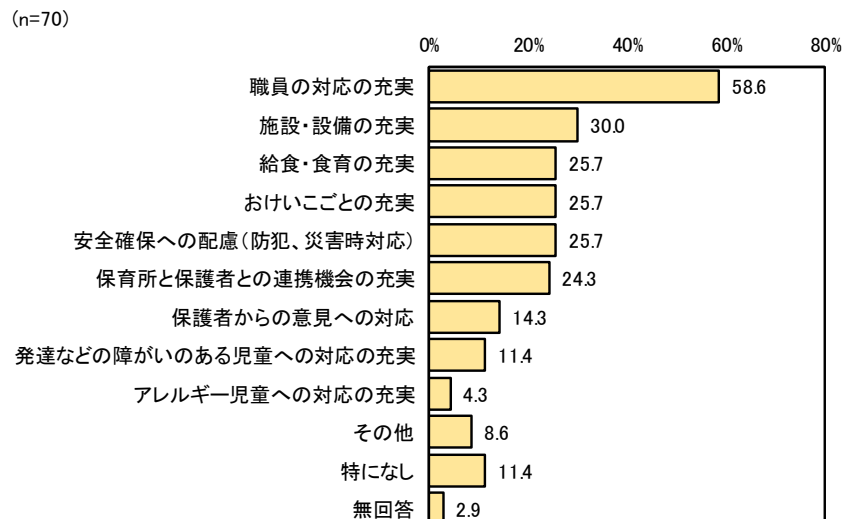
- 教育・保育施設を選ぶ際に重視する点は、「自宅に近いこと」が75.7%で最も多く、以下、「職員体制、職員の対応の良さ」が57.1%、「保育・教育の方針・内容」が40.0%、「施設・設備が整っていること」が28.6%、「費用が安いこと」が12.9%となっています。



(6) 認定こども園に求めること【就学前児童保護者】

Q 長野原町の認定こども園に求めることは何ですか。（特にあてはまるもの上位3つまでに○）

- 長野原町の認定こども園に求めることは、「職員の対応の充実」が58.6%で最も多く、以下、「施設・設備の充実」が30.0%、「給食・食育の充実」「おけいこごとの充実」「安全確保への配慮（防犯、災害時対応）」がそれぞれ25.7%となっています。

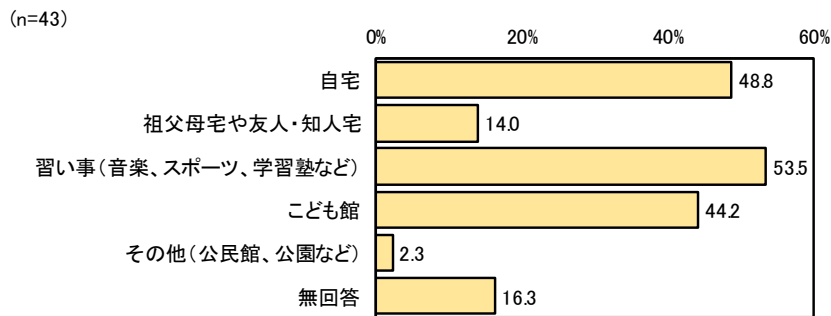


(7) 放課後の時間を過ごさせたい場所【小学生保護者】

Q 放課後過ごさせたい場所（複数回答）

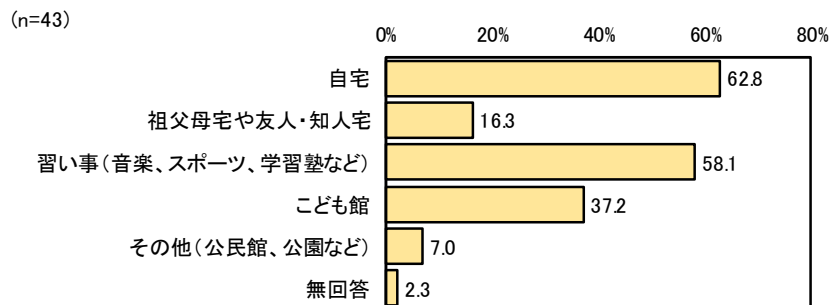
<低学年時>

- 小学生の保護者に、低学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所について尋ねたところ、「習い事（音楽、スポーツ、学習塾など）」が53.5%で最も多く、以下「自宅」が48.8%、「こども館」が44.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が14.0%となっています。



<高学年時>

- 小学生の保護者に、高学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所について尋ねたところ、「自宅」が62.8%で最も多く、以下「習い事（音楽、スポーツ、学習塾など）」が58.1%、「こども館」が37.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が16.3%となっています。



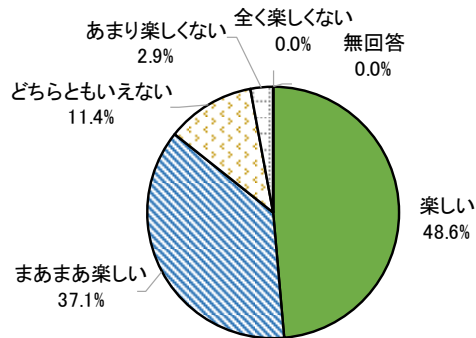
(8) 子育ては楽しいか【就学前児童保護者／小学生保護者】

Q 子育ては楽しいですか。(1つに○)

- 就学前児童の保護者に、子育ては楽しいか尋ねたところ、「楽しい」が48.6%で最も多く、以下、「まあまあ楽しい」が37.1%、「どちらともいえない」が11.4%、「あまり楽しくない」が2.9%となっています。
- 小学生の保護者に、子育ては楽しいか尋ねたところ、「楽しい」が55.8%で最も多く、以下「まあまあ楽しい」が37.2%、「どちらともいえない」が7.0%となっています。

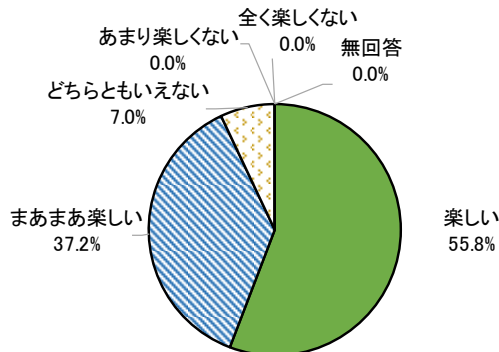
<就学前児童保護者>

(n=70)



<小学生保護者>

(n=43)



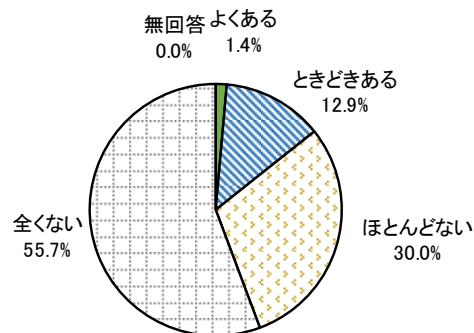
(9) 子どもを虐待していると思ったことはあるか【就学前児童保護者／小学生保護者】

Q あなたは自分が子どもを虐待していると思ったことはありますか。(1つに○)

- 就学前児童の保護者に、子どもを虐待していると思ったことがあるか尋ねたところ、「ときどきある」が12.9%、「よくある」が1.4%となっています。
- 小学生の保護者に、子どもを虐待していると思ったことがあるか尋ねたところ、「ときどきある」が7.0%、「よくある」が2.3%となっています。

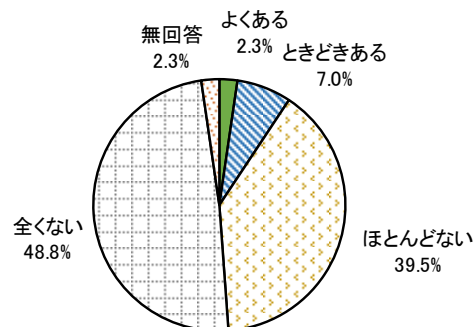
<就学前児童保護者>

(n=70)



<小学生保護者>

(n=43)



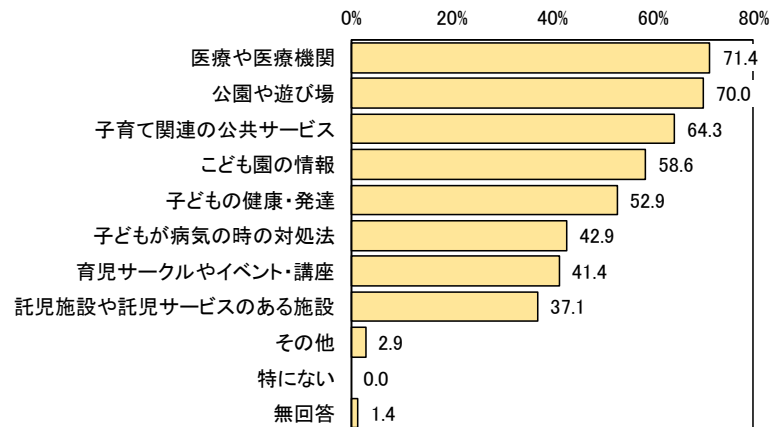
(10) 子育てに関して必要な情報【就学前児童保護者／小学生保護者】

Q 子育てに関して、どのような情報が必要ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 就学前児童の保護者に子育てに関して必要な情報を尋ねたところ、「医療や医療機関」が71.4%で最も多く、以下、「公園や遊び場」が70.0%、「子育て関連の公共サービス」が64.3%、「こども園の情報」が58.6%、「子どもの健康・発達」が52.9%となっています。
- 小学生の保護者に子育てに関して必要な情報を尋ねたところ、「医療や医療機関」が65.1%で最も多く、以下「子どもの健康・発達」が51.2%、「子育て関連の公共サービス」「子どもが病気の時の対処法」がともに32.6%、「公園や遊び場」が20.9%となっています。

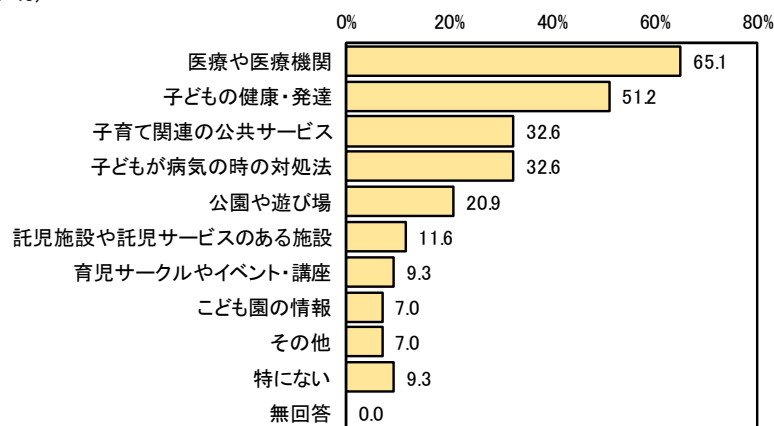
<就学前児童保護者>

(n=70)



<小学生保護者>

(n=43)



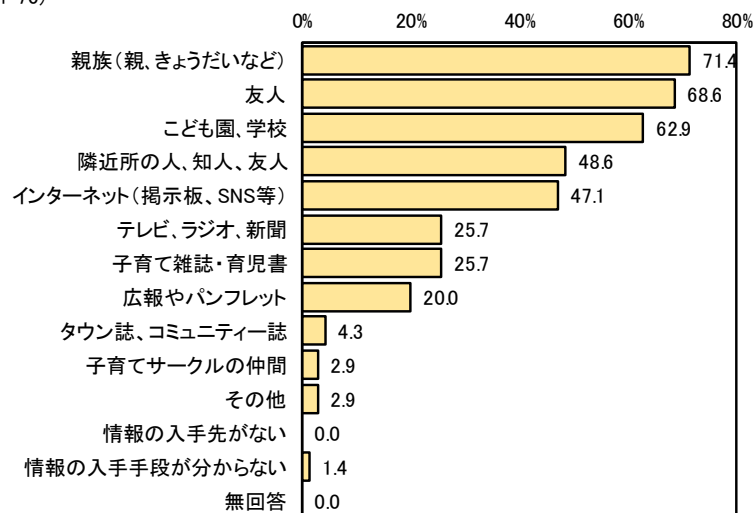
(11) 子育てに関する情報の入手先【就学前児童保護者／小学生保護者】

Q 子育てに関する情報はどこから入手していますか。(あてはまるものすべて○)

- 就学前児童の保護者に、子育てに関する情報の入手先を尋ねたところ、「親族（親、きょうだいなど）」が71.4%で最も多く、以下、「友人」が68.6%、「こども園、学校」が62.9%、「隣近所の人、知人、友人」が48.6%、「インターネット（掲示板、SNS等）」が47.1%となっています。
- 小学生の保護者に、子育てに関する情報の入手先を尋ねたところ、「友人」が72.1%で最も多く、以下「親族（親、きょうだいなど）」が69.8%、「こども園、学校」が58.1%などとなっています。

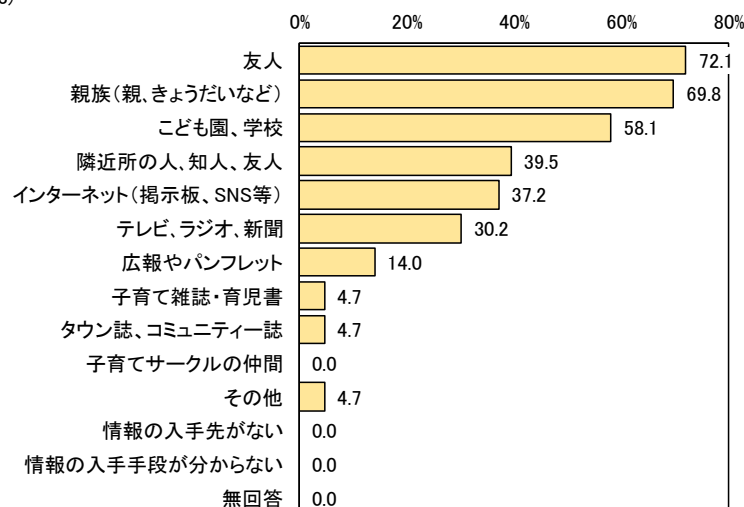
<就学前児童保護者>

(n=70)



<小学生保護者>

(n=43)

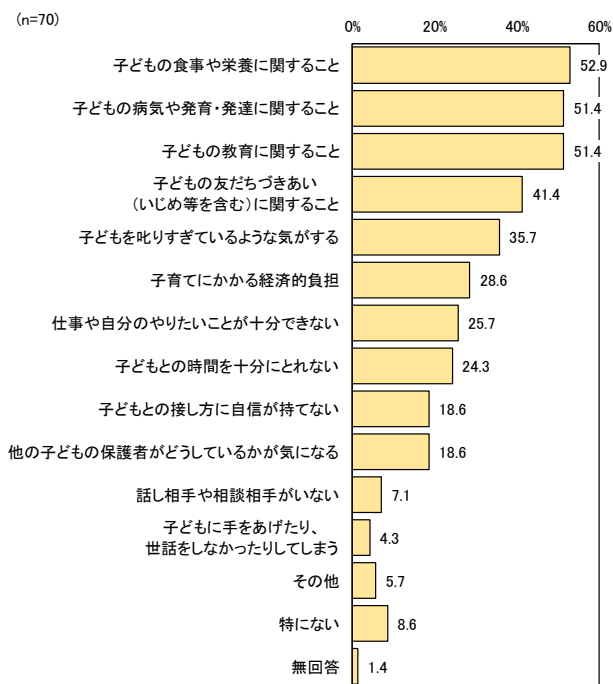


(12) 子育てに関して日頃悩んでいることや気になること【就学前児童／小学生保護者】

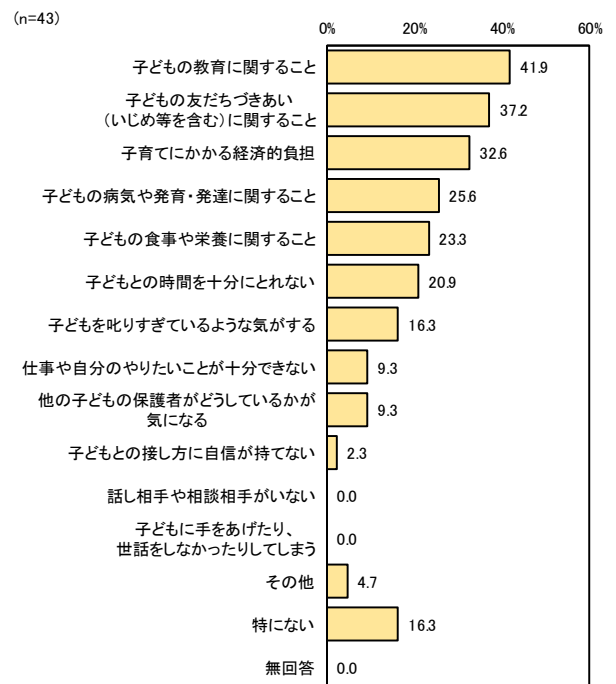
Q 子育てに関して日頃悩んでいることや気になることはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

- 就学前児童の保護者の子育てに関して悩んでいること、気になることは、「子どもの食事や栄養に関すること」が52.9%で最も多く、以下、「子どもの病気や発育・発達に関すること」「子どもの教育に関すること」がともに51.4%、「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が41.4%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が35.7%となっています。
- 小学生の保護者の子育てに関して悩んでいること、気になることは、「子どもの教育に関すること」が41.9%で最も多く、以下、「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が37.2%、「子育てにかかる経済的負担」が32.6%、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が25.6%、「子どもの食事や栄養に関すること」が23.3%となっています。

<就学前児童保護者>



<小学生保護者>

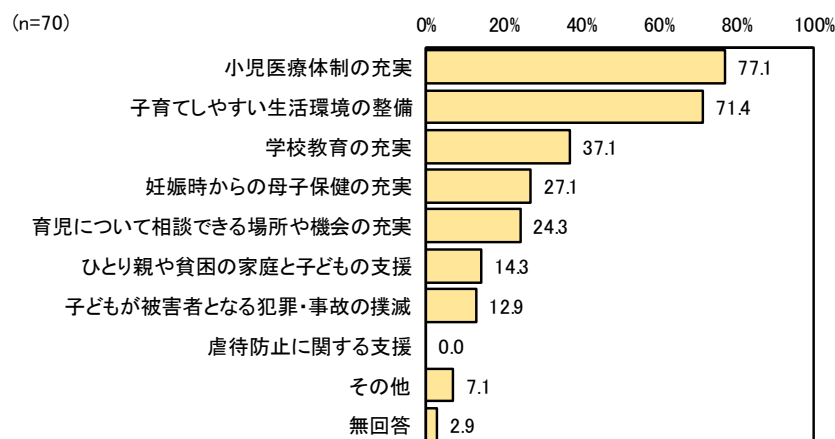


(13) 子育てする中で有効だと思う支援・対策【就学前児童保護者／小学生保護者】

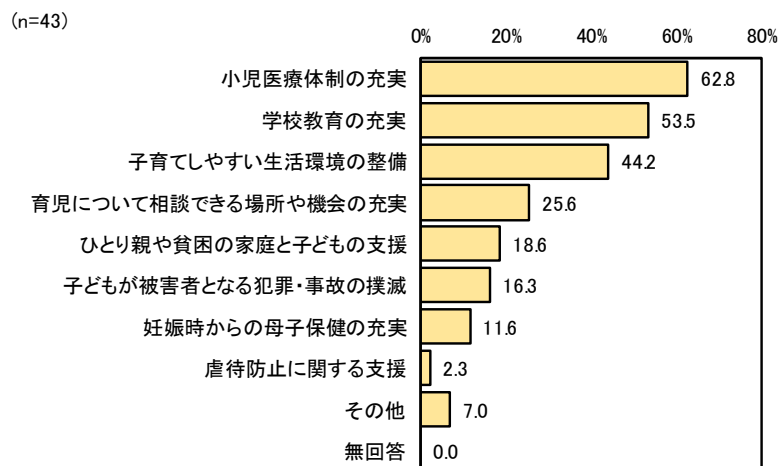
Q 長野原町で子育てしていく上で、今後、どのような支援や対策が重要だと思いますか。（特にあてはまるもの上位3つまでに○）

- 就学前児童の保護者に、長野原町で子育てしていく上で今後重要となる子育て支援や対策を尋ねたところ、「小児医療体制の充実」が77.1%、「子育てしやすい生活環境の整備」が71.4%で特に多く挙げられています。
- 小学生の保護者に、長野原町で子育てしていく上で今後重要となる子育て支援や対策を尋ねたところ、「小児医療体制の充実」が62.8%で最も多く、以下、「学校教育の充実」が53.5%、「子育てしやすい生活環境の整備」が44.2%などとなっています。

<就学前児童保護者>



<小学生保護者>



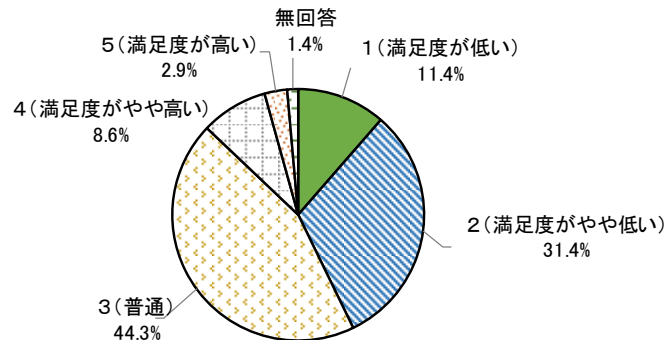
(14) 子育ての環境や支援への満足度【就学前児童保護者／小学生保護者】

Q 子育ての環境や支援への満足度について、総合的に判断してあてはまる番号に1つに○をつけてください。(1つに○)

- 就学前児童の保護者に、子育ての環境や支援への満足度を尋ねたところ、「3（普通）」が44.3%で最も多く、以下、「2（満足度がやや低い）」が31.4%、「1（満足度が低い）」が11.4%、「4（満足度がやや高い）」が8.6%、「5（満足度が高い）」が2.9%となっています。
- 小学生の保護者に、子育ての環境や支援への満足度を尋ねたところ、「2（満足度がやや低い）」が44.2%で最も多く、以下「3（普通）」が32.6%、「4（満足度がやや高い）」が18.6%、「1（満足度が低い）」が2.3%となっています。

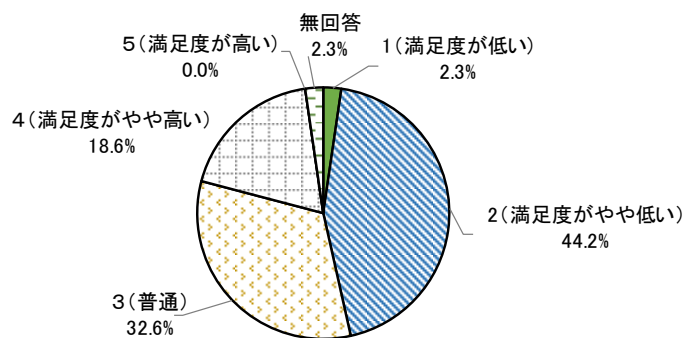
<就学前児童保護者>

(n=70)



<小学生保護者>

(n=43)

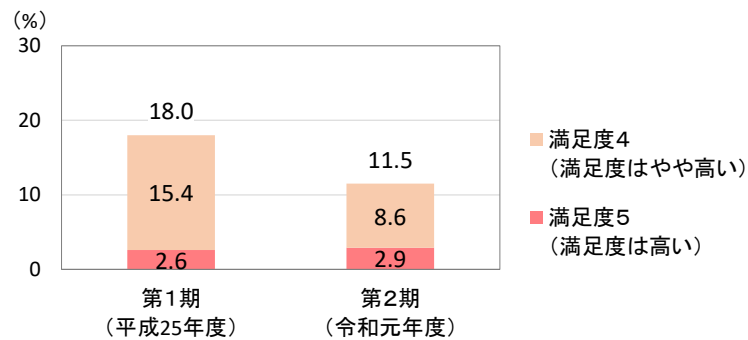


【 前回調査との比較 】

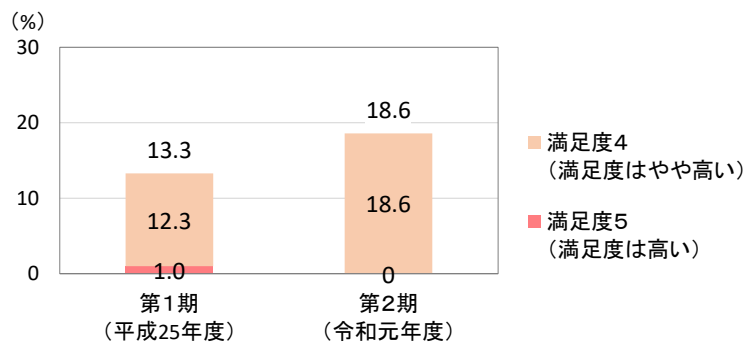
◎就学前児童の保護者については、前回と比べて、『満足している子育て家庭の割合』（「満足度5（満足度は高い）」及び「満足度4（満足度はやや高い）」の合計割合）は6.5ポイント減少しました。

◎小学生の保護者については、前回と比べて、『満足している子育て家庭の割合』（「満足度5（満足度は高い）」及び「満足度4（満足度はやや高い）」の合計割合）は5.3ポイント増加しました。

<就学前児童保護者>



<小学生保護者>



6 第2期計画における主要課題

< 保育ニーズへの柔軟な対応 >

- この5年間で就学前児童の母親の就労率は増加しており、第1期の計画を策定した時よりも、保育を必要とする家庭は増えることとなりました。
- そのため保育の利用割合はすでに高い水準に達していると考えられるものの、今後さらに、幼児教育の無償化などにより非就労の母親の就労が促進され、保育利用の更なる掘り起しが考えられることから、利用状況をみながら必要な保育の確保を図ることが必要です。
- 多様な保育ニーズに応えるため、町内において病児保育の提供に向けて検討していく必要があります。

< 小学生の放課後の居場所の確保 >

- 小学生の放課後の居場所として、町内3か所の子ども館を運営しており、利用児童数は年々増加し続けていますが、十分な受入れ体制を保っている状態です。
- さらに今後は、各小学校で実施している放課後子ども教室について、活動内容の充実に努め、子ども館との連携を図り、身近な地域における放課後の居場所を充実していくことが課題と言えます。

< 子どもの栄養や発達、医療などに関する悩みや気になることの解消 >

- アンケート調査では、就学前児童の保護者の子育てに関する悩みや気になることとして、「子どもの食事や栄養に関すること」が最も多く、次いで「子どもの病気や発育・発達に関すること」が多く挙げられており、健康・発達に関する情報提供や相談支援の充実を図ることが重要です。
- 子育てに関して必要とする情報については、就学前児童・小学生の保護者いずれも「医療や医療機関」を最も多く挙げています。そのほか、「公園や遊び場」、「子育て関連の公共サービス」、「こども園の情報」、「子どもの健康・発達」などが上位に挙げられていることから、保健センターや子ども館の周知に努めるとともに、地域における医療機関や子育て資源の情報提供の充実を図ることが必要です。

＜ 虐待防止等に向けた支援拠点の整備 ＞

- アンケート調査において、子どもを虐待していると思ったことがあるか尋ねたところ、「よくある」・「ときどきある」の割合は、就学前児童の保護者では14.3%、小学生の保護者では9.3%となっています。
- 本町における児童虐待に関する相談事案は多くはないものの、核家族化、子育て家庭の孤立化などがさらに進めば、児童虐待発生の懸念も高まります。
- 国の方針でも児童虐待について総合的な支援を図る体制整備を市町村に求めていることから、すべての子どもとその家庭に対し、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を行うことのできる拠点機能を確保することが課題です。

＜ 教育に関する不安等の解消 ＞

- 小学生の保護者の子育ての悩みや気になることとして、「子どもの教育に関すること」を最も多く挙げており、幼児期から小中高に至るまでの教育環境の充実、教育に関する情報提供や支援に取り組んでいくことが求められます
- また、相談先として、学校の先生にも相談できることなどについて、周知を図っていくことが重要です。

＜ 子育て支援の満足度の向上に向けた取り組み ＞

- 長野原町における子育ての環境や支援への満足度をみると、小学生の保護者の満足度については第1期時よりも向上したものの、就学前児童の保護者については満足している方が減少しました。
- 今後、就学前児童の保護者の満足度を高めていくためには、町への期待として寄せられている、「小児医療体制の充実」、「子育てしやすい生活環境の整備」などの分野において、町としての取り組みをできることから進めていくことが有効と考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

(1) 計画の基本理念

本計画では、第1期長野原町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、以下を基本理念と定めます。

▼基本理念

**みんなでつくる、
子どもと親が笑顔で健やかに
安心して暮らせるまち**

この基本理念のもと、すべての子どもが健やかにいきいきと育つことのできる環境づくり、さらには、子育て家庭が夢や自信を持ちながら子どもと向き合える環境づくりを推進します。

子どもと親が成長する過程において、地域の人々が子育て家庭に寄り添い、子育ての負担感や不安感、孤立感を和らげてもらうことを通じ、子どもと保護者はもちろん、すべての町民の笑顔が輝き、子育てと子育ての喜びと未来への夢があふれるまちの実現を目指します。

（２）子ども・家庭・地域の理想の姿（計画の基本目標）

基本理念のもと、以下の子ども・家庭・地域それぞれの理想の姿を本計画の基本目標として掲げ、総合的な子ども・子育て支援施策の展開を図ります。

▶ 子どもの姿

長野原町の子どもが、たくましく生きる力を身につけ、自分らしさを発揮できるよう育っていくことが望まれます。

さらに周囲の人から自分の生命の大切さを学ぶ環境づくり、体と心の健康のサポートや健康でのびのびと育つ環境づくりにより、豊かな人間性を育み、次代の親として成長していくことが望まれます。

▶ 家庭・家族の姿

子どもを持つ親として子育てに対しての責任を持つことが重要です。

家族は社会を構成する最小単位であり、家族の一人ひとりが「子育ては自分の役割」という意識を持って、子育てを行っていくことが求められます。

そのためには、家族が皆、尊重し合い、助け合い、ゆとりを持てる家庭であることが大切であり、「子育て」が過度の負担とならない環境づくりが求められます。

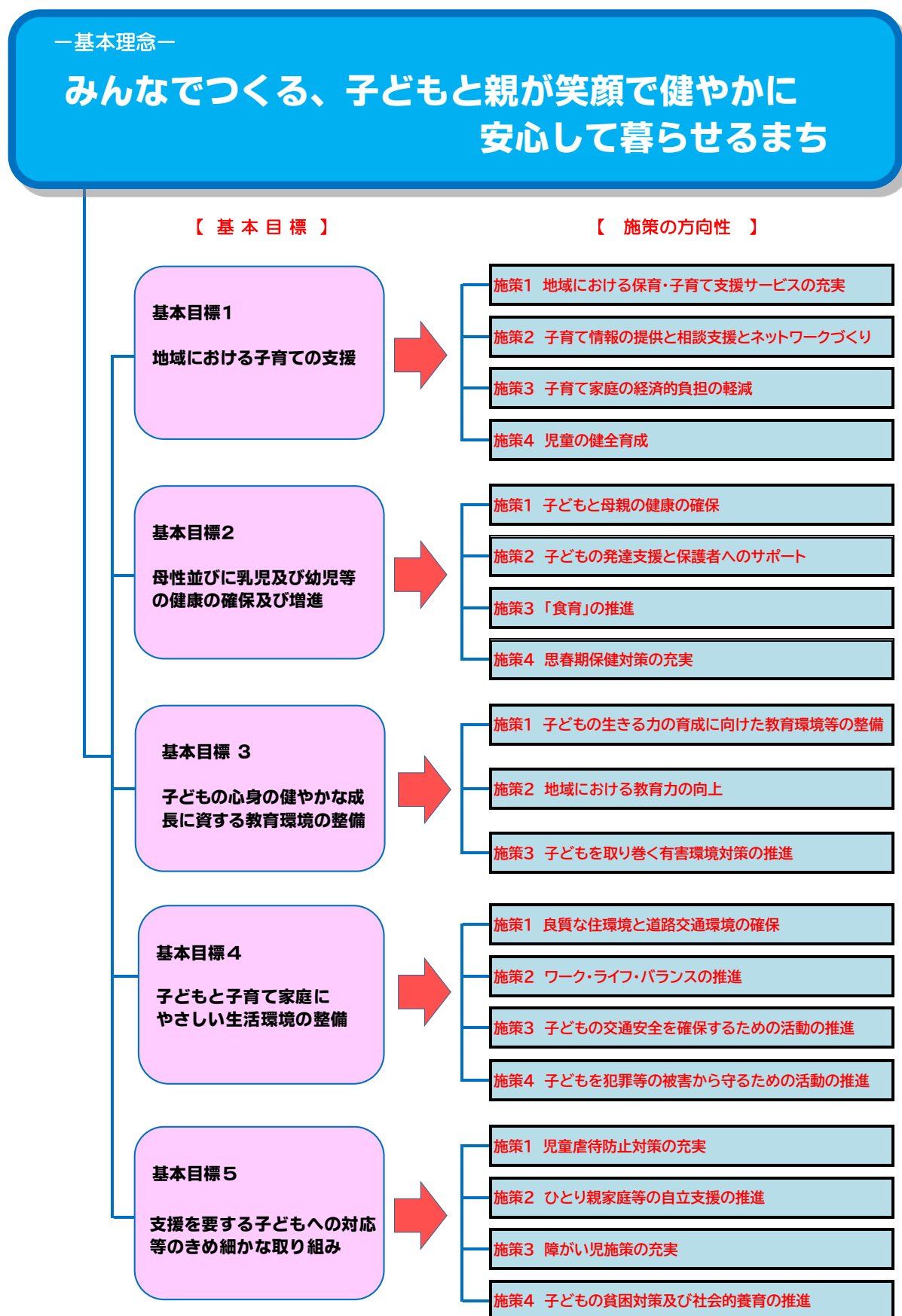
▶ 地域の姿

子どもに対しては、地域社会全体で子育てを支える意識の高揚が大切です。そのためには、地域の人からの子どもに対する声掛けなど地域での見守りをはじめ、地域の人たちが手を取り合って協力できる体制づくりが求められています。

また、子どもを気軽に外で遊ばせられるような、環境づくりが必要です。

2 計画の体系

基本理念と基本目標の実現を目指して展開する施策等の体系を図に表すと以下のとおりとなります。



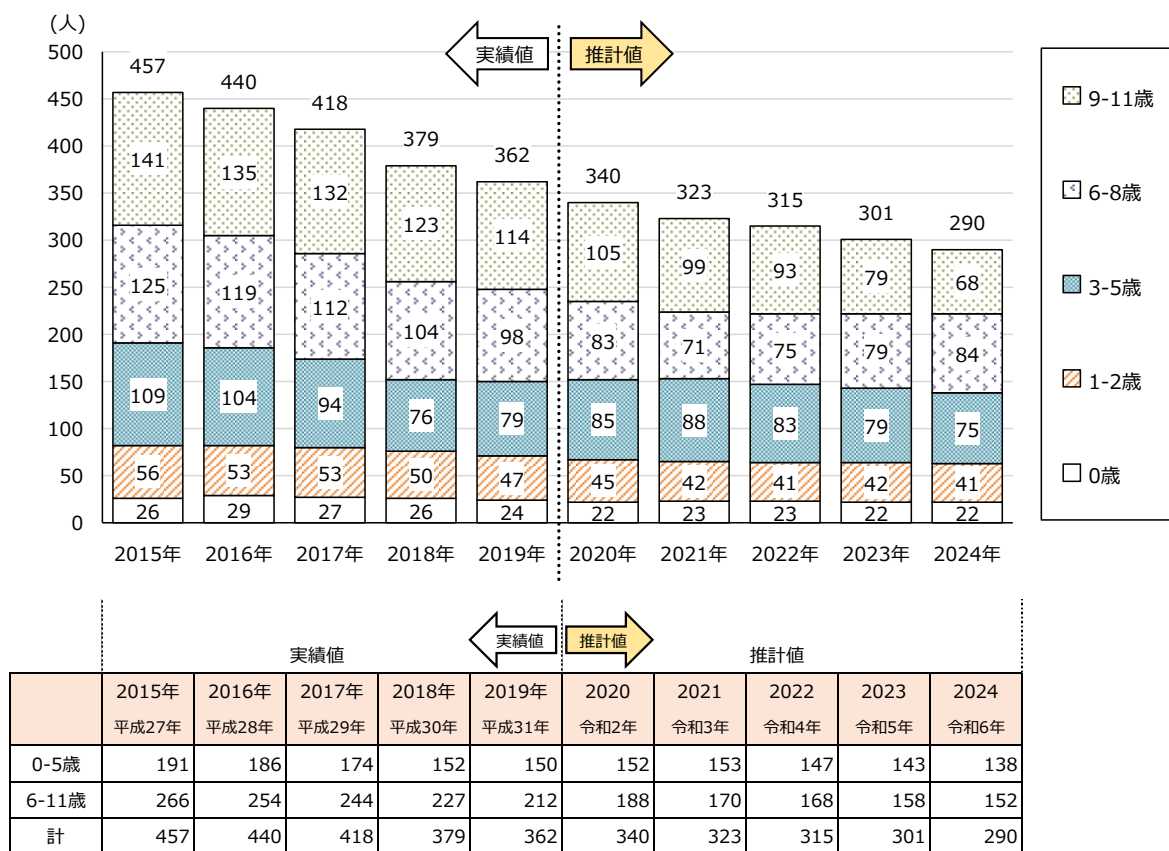
3 長野原町の児童数の将来推計

本計画の対象となる児童数の見込みについて、平成27年（2015年）から平成31年（2019年）までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0歳から11歳の児童数は減少する見通しであり、令和6年には290人と見込まれます。

年齢区分別にみると、令和6年における0～5歳の就学前児童数は平成31年から12人減の138人、令和6年における6～11歳の小学生は平成31年から60人減の152人と見込まれます。

■児童数の見込み



各年4月1日現在

※平成27年～平成31年は住民基本台帳による実績値。

4 第2期計画における成果指標と目標値

第2期計画において、各種施策を展開して達成を目指す成果指標と目標値は以下のとおりです。

成果指標 1	待機児童数	現状値 (令和元年度)	⇒	目標値 令和6年	データ 取得方法
	▶教育・保育施設の入所待機児童を解消する	0人	⇒	0人	教育委員会 教育課

成果指標 2	子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合	現状値 (令和元年度)	⇒	目標値 令和6年	データ 取得方法
	▶「楽しい」・「まあまあ楽しい」の割合を向上させる	就学前 85.7% 小学生 93.0%	⇒	就学前 90% 小学生 95%	アンケート

成果指標 3	子どもを虐待していると思ったことがある保護者の割合	現状値 (令和元年度)	⇒	目標値 令和6年	データ 取得方法
	▶「よくある」・「ときどきある」の割合を減少させる	就学前 14.3% 小学生 9.3%	⇒	就学前 7% 小学生 4%	アンケート

成果指標 4	子育ての環境や支援に満足している保護者の割合	現状値 (令和元年度)	⇒	目標値 令和6年	データ 取得方法
	▶「5（満足度が高い）」、「4（満足度がやや高い）」の割合を向上させる	就学前 11.5% 小学生 18.6%	⇒	就学前 20% 小学生 25%	アンケート

第4章 幼児教育・保育と子ども・子育て支援事業の充実

子どもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園や保育所などの教育・保育施設及び事業を利用するにあたり、子ども・子育て支援新制度のもとでは、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定には大きく分けて1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育の必要性のほか、保育を必要とする時間、その他優先すべき事情などを勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

地域の人口構造や産業構造、保護者の就労意向、教育・保育施設の利用状況や利用希望といった地域特性を十分に踏まえながら、必要な教育・保育の量の見込みと確保方を計画します。

■年齢と認定（利用できる主な施設および事業）

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定) 2号認定 (保育短時間認定)	保育所(園) 認定こども園
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園
		3号認定 (保育短時間認定)	地域型保育事業

【※次ページ以降の教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方】

量の見込み：

将来推計人口や事業の利用率などから算出される当該年度のニーズ量（需要量）を表示

確保方策：

現在の施設状況や今後の整備状況を勘案した事業種類毎の提供可能な量（供給量）を表示

差：

（確保方策）－（量の見込み）により算出される事業の需要と供給の差（マイナスは不足量を示します）

計画年度		令和2年度	令和3年度
推計児童数（〇—〇歳）		100	102
量の見込み（A）		90	88
確保方策（B）		107	107
特定教育・保育施設		97	97
〇〇〇〇〇〇〇〇		10	10
差（B－A）		17	19

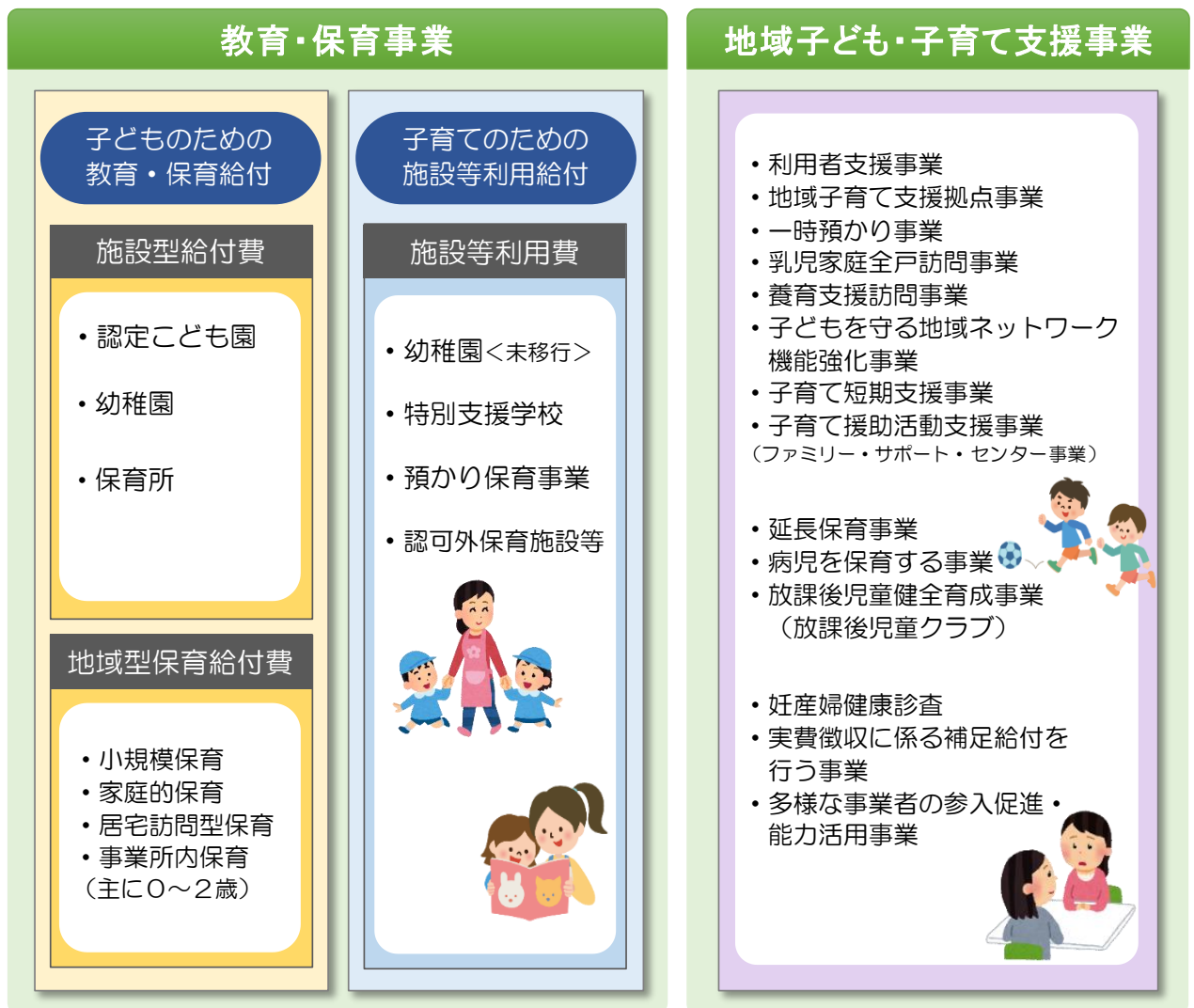
1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の定義

子ども・子育て支援法において、市町村は、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育事業」、実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容、実施時期について定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制などを計画する上での単位のことであり、子ども・子育て支援法第61条第2項において規定されています。市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案しながら、地域の実情に応じて事業ごとに定める必要があります。

■教育・保育提供区域の設定対象となる事業



(2) 長野原町における教育・保育提供区域

<本町の第1期の状況>

提供区域数	区域面積 (km ²)	就学前児童数 (人)	教育・保育施設数 (か所)	小学校数 (校)
1 (長野原町全域)	133.85 km ²	150 人	2 (認定こども園)	4

(平成31年4月1日現在)

本町においては、保護者の通勤などから居住地区と利用施設の区域が一致しないケースなど地域の枠を越えて施設や事業が利用される現状を考慮した場合、教育・保育ニーズに柔軟に対応していくためには広域での調整・確保が必要と考えられることから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業について提供区域を分割することはせず、**町全体を1つの区域**として設定し、各事業の量の見込みと確保方策等を定めることとします。

■本町の教育・保育提供区域

事業及び主な対象年齢等			教育・保育 提供区域
子ども・子育て 支援給付	1号認定	3～5歳	町全体を 1つの区域
	2号認定	3～5歳	
	3号認定	0歳、1・2歳	
地域子ども・ 子育て支援事業	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生	町全体を 1つの区域
	地域子育て支援拠点事業	0～2歳	
	妊婦健康診査	妊婦	
	乳児家庭全戸訪問事業	出生時など	
	養育支援訪問事業	児童、保護者、妊婦	
	子育て短期支援事業	0～18歳	
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳 1～6年生	
	一時預かり事業 ・ 幼稚園在園児を対象とした一時預かり ・ その他の一時預かり	3～5歳 0～5歳	
	延長保育事業(時間外保育事業)	0～5歳	
	病児保育事業	0～5歳 1～6年生	
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	1～6年生	

2 幼児期の教育と保育の充実

(1) 1号認定【3-5歳】

概 要

満3歳以上の就学前児童のうち、教育を受ける子どもの認定区分です。

【現 状】

本町では、平成31年度4月現在、町内2か所の公立の認定こども園において、幼児期の教育の提供を図っています。近年、本町の3-5歳の児童数は減少していることから、認定者数も減少傾向で推移しており、必要な定員を確保しています。

■第1期の実績

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
児童数（3-5歳）	109人	104人	94人	76人	79人
認定者数（A）	88人	79人	62人	56人	52人
利用定員（B）	110人	110人	86人	76人	76人
差（B-A）	22人	31人	24人	20人	24人

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

3歳以上の教育・保育の無償化により、共働き家庭の子どもの多くが2号認定を受けることが想定され、ニーズ調査結果からは教育認定である1号認定は大幅な減少が見込まれます。そのため、町内の認定こども園により必要な定員は十分に確保できる見込みです。

■第2期の見込み

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
推計児童数（3-5歳）	77人	75人	68人	67人	65人
量の見込み（A：必要量）	13人	13人	12人	12人	11人
（他市町村児童）	—	—	—	—	—
確保方策（B）	76人	76人	76人	76人	76人
特定教育・保育施設	76人	76人	76人	76人	76人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
（他市町村児童）	—	—	—	—	—
差（B-A）	63人	63人	64人	64人	65人

各年4月1日現在

(2) 2号認定【3-5歳】

概 要

満3歳以上の就学前児童のうち、保護者の就労などにより保育を必要とする子どもの認定区分です。

【現 状】

本町では、平成31年度4月現在、町内2か所の公立の認定こども園において、保育の提供を図っています。本町の3-5歳の児童数は減少しているものの、認定者数は横ばいで推移していますが、必要な定員は確保しています。

■第1期の実績

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
※児童数（3-5歳）	109人	104人	94人	76人	79人
認定者数（A）	21人	27人	30人	20人	27人
利用定員（B）	23人	23人	53人	68人	68人
差（B-A）	2人	▲4人	23人	48人	41人

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

3-5歳の保育認定である2号認定については、3歳以上の教育・保育の無償化により大幅な増加が見込まれますが、町内の認定こども園により必要な事業量は確保できる見込みです。

■第2期の見込み

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童数（3-5歳）	77人	75人	68人	67人	65人
量の見込み（A：必要量）	64人	62人	56人	55人	54人
（他市町村児童）	—	—	—	—	—
確保方策（B）	68人	68人	68人	68人	68人
特定教育・保育施設	68人	68人	68人	68人	68人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
（他市町村児童）	—	—	—	—	—
差（B-A）	4人	6人	12人	13人	14人

各年4月1日現在

◆ 幼児教育・保育の無償化 ◆

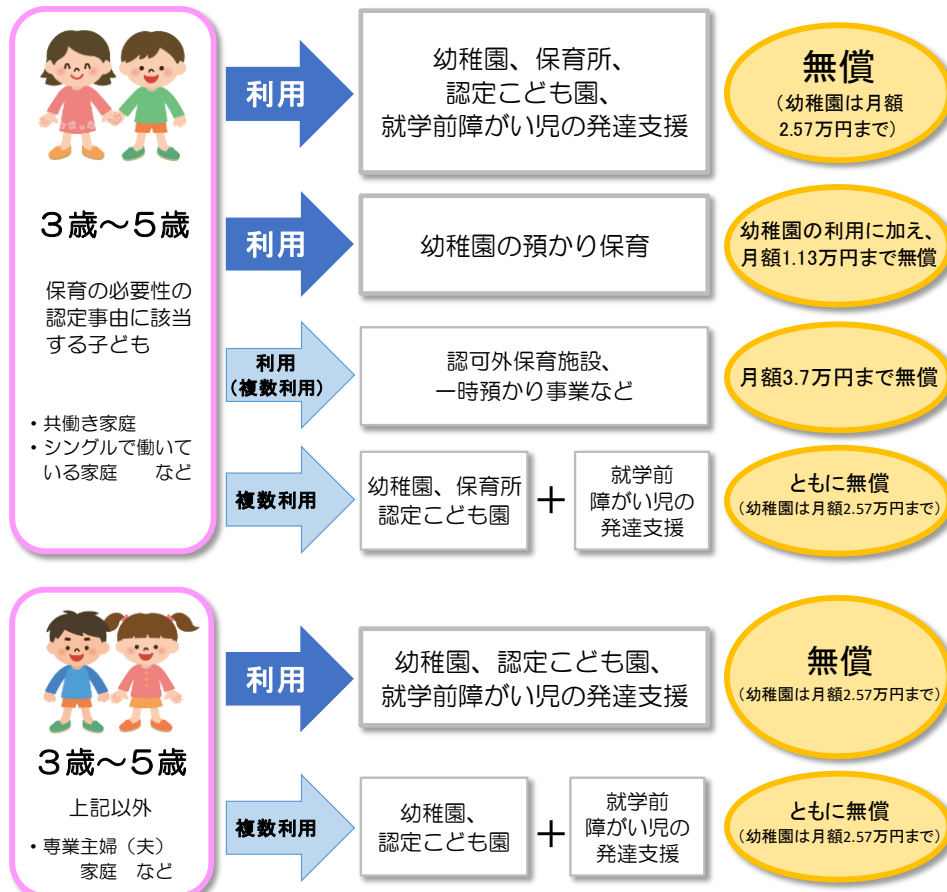
消費税率の引上げによる財源を活用した、若者も高齢者も安心できる全世代型の社会保障制度への転換の一環として、3歳以上の幼児教育の無償化が令和元年10月1日から始まりました。

少子化対策にもつながるよう、子育て世代の経済的負担軽減を図るとともに、子どもたちの生涯に渡る人格形成の基礎を培う上で重要な幼児教育を推進します。

■ 幼児教育の無償化の内容

対象	無償化の内容
認定こども園 幼稚園、保育所 等	○認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されます。 ○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。 ○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。
幼稚園の預かり保育	○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
認可外保育施設等	○3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。 ○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。
就学前の障がい児の発達支援	○就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます。 ○認定こども園、幼稚園、保育所も利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

■ 幼児教育の無償化のイメージ



(3) 3号認定【0-2歳】

概 要

0歳から2歳の就学前児童で、保育を必要とする子どもの認定区分です。

① 3号認定【0歳】

【現 状】

本町では、平成31年4月現在、町内2か所の公立の認定こども園において、保育の提供を図っています。

近年においては、年度当初における利用実績はわずかにみられる程度となっています。

■第1期の実績

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
児童数（0歳）	26人	29人	27人	26人	24人
認定者数（A）	0人	1人	2人	0人	0人
0歳保育利用率	0%	3.4%	7.4%	0%	0%
利用定員（B）	1人	1人	7人	14人	14人
特定教育・保育施設	1人	1人	7人	14人	14人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
差（B－A）	1人	0人	5人	14人	14人

各年4月1日現在

【 量の見込みと確保方策 】

本町の0歳の児童数は減少していく見通しであるものの、ニーズ調査結果から計画期間中において保育利用率の更なる増加が考えられることから、利用児童数の増加を見込んでいます。町内の認定こども園により必要な事業量は十分に確保できる見込みですが、保育ニーズへの対応力の維持・向上を図るため、今後も現行と同水準の提供体制の確保に努めます。

■第2期の見込み

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
推計児童数（0歳）	26人	29人	27人	26人	24人
量の見込み（A：必要量）	4人	4人	3人	3人	3人
（他市町村児童）	—	—	—	—	—
0歳保育利用率	17.4%	17.4%	14.3%	14.3%	14.3%
確保方策（B）	14人	14人	14人	14人	14人
特定教育・保育施設	14人	14人	14人	14人	14人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
（他市町村施設）	—	—	—	—	—
差（B－A）	10人	10人	11人	11人	11人

各年4月1日現在

② 3号認定【1・2歳】

【現 状】

本町では、平成31年度4月現在、町内2か所の公立の認定こども園において、保育の提供を図っています。

本町の1・2歳の児童数は減少傾向にありますが、保育利用率は以前よりも増加し、近年は4割前後で推移していることから、認定者数は横ばいとなっています。

■第1期の実績

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
児童数（1・2歳）	56人	53人	53人	50人	47人
認定者数（A：必要量）	13人	11人	19人	20人	18人
1・2歳保育利用率	23.2%	18.9%	32.1%	40.0%	38.3%
利用定員（B）	13人	13人	26人	50人	50人
特定教育・保育施設	13人	13人	26人	50人	50人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
差（B－A）	0人	2人	7人	30人	32人

各年4月1日現在

【 量の見込みと確保方策 】

本町の1・2歳の児童数は減少していく見通しであり、ニーズ調査結果から計画期間中における保育利用率の増加を踏まえても、認定者数は現行と同等から減少傾向で推移していくことを見込んでいます。そのため、町内の認定こども園により必要な事業量は十分に確保できる見込みですが、保育ニーズへの対応力の維持・向上を図るため、今後も現行と同水準の提供体制の確保に努めます。

■第2期の見込み

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
推計児童数（1・2歳）	46人	44人	43人	41人	39人
量の見込み（A：必要量）	22人	21人	20人	19人	18人
（他市町村児童）	—	—	—	—	—
1・2歳保育利用率	47.8%	47.7%	46.5%	46.3%	46.2%
確保方策（B）	50人	50人	50人	50人	50人
特定教育・保育施設	50人	50人	50人	50人	50人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
（他市町村施設）	—	—	—	—	—
差（B－A）	28人	29人	30人	31人	32人

各年4月1日現在

3 地域子ども・子育て支援事業

本町が実施する地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策及びその実施時期を設定します。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業		事業概要	主な対象
①	利用者支援事業	身近な場所で、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う	0～5歳児 1～6年生
②	地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設する	0～2歳児
③	妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査を実施する	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、状況把握と相談支援を行う	新生児、母親
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、相談や支援を行う	児童、保護者、妊婦
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の連携強化を図る事業	児童、保護者、妊婦
⑥	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進するための事業	事業者
⑦	一時預かり事業	認定こども園などでの在園児の預かり保育（延長保育）	3～5歳児
		認定こども園などでの一時的な預かり保育	0～5歳児
⑧	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	児童の預かり等に関する会員相互の援助活動の連絡・調整を行う	0～5歳児 1～6年生
⑨	子育て短期支援事業	親が病気になった子ども等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う	0歳児～18歳
⑩	延長保育事業（時間外保育事業）	通常保育の時間を超えた延長保育	0～5歳児
⑪	病児保育事業	児童が病気からの回復期にある場合などにおいて、専用スペース等で一時的に保育を行います	0～5歳児 1～6年生
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案し、教育・保育に必要な物品購入費用や行事の参加費用等を助成する	保護者
⑬	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	放課後、家に保護者がいない小学生に、適切な遊びの場、生活の場を提供する	1～6年生

(1) 利用者支援事業

概 要

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【 現 状 】

本町では、教育課窓口や保健センターにおいて、関係機関との連絡調整や保育サービスの情報提供や事業の利用支援を行い、妊娠期から子育て期に渡るまで、切れ目のないサポートに努めています。

しかしながら、利用者支援事業として、子育て支援コーディネーター、保育コンシェルジュ等の配置は行っておりません。

【 量の見込みと確保方策 】

今後も、教育課窓口や保健センターにおいて、子育て家庭に対する情報提供、教育・保育施設や子育て支援サービスの利用支援等に努めます。

さらに、令和2年度中に保健センターに子育て世代包括支援センターを設置することにより、利用者支援体制の更なる充実に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

概 要

公共施設や認定こども園等の地域の身近な場所において、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行います。

【 現 状 】

本町では、小さなお子さんに安全な遊び場を提供するとともに、同じ育児世代の保護者の方々の情報交換の場となるよう、親子で自由に使える子ども館を大津・応桑・北軽井沢地区に設置しています。そのうち、中央子どもの館と応桑子ども館では、乳児（0～3歳）を持つ子育て中の親同士における交流の場の提供を行うとともに、子育ての相談に応じる集いの場の提供を図っています。

また、保健センターでは保健師による子育て家庭の交流の場として、遊びの教室を行っています。

【 量の見込みと確保方策 】

引き続き、中央子どもの館と応桑子ども館の2か所において事業を実施します。基本的に定員は設定していないことから、従来と同程度の利用を見込んでおり、必要な事業量の確保を図ります。

(3) 妊婦健康診査

概 要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【現 状】

妊婦に 14 回分の受診券を配布し、希望する医療機関等における妊婦健診の機会を提供しています。

さらに、出産後の健全な育児を図るため、産後2週間の検査項目を追加しています。

■第1期の実績

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ受診回数	390 人回	302 人回	279 人回	255 人回	236 人回

※令和元年度の実績は令和2年2月末時点での見込実績

【量の見込みと確保方策】

事業の性質上、すべての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き、群馬県医師会などと連携し、希望する医療機関・助産所等における受診機会の提供を図ります。

■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み 量の	延べ受診回数	322 人回	294 人回	294 人回	294 人回	294 人回
	実受診者数	23 人	21 人	21 人	21 人	21 人
確保 方策	実施体制	町民生活課				
	実施場所	利用者が希望する医療機関				
	実施時期 及び 検査項目	①妊娠 8 週頃	基本健診、血液検査、 子宮頸がん検査、超音 波検査、HCV、HIV 抗体 検査	⑧妊娠 30 週頃	基本健診、超音波検査、 クラミジア核酸同定検 査、HTLV-1 抗体検査	
		②妊娠 12 週頃		⑨妊娠 32 週頃	基本健診	
		③妊娠 16 週頃	基本健診	⑩妊娠 34 週頃	基本健診、B 群溶血性 レンサ球菌検査	
		④妊娠 20 週頃	基本健診	⑪妊娠 36 週頃	基本健診	
		⑤妊娠 24 週頃	基本健診	⑫妊娠 37 週頃	基本健診	
		⑥妊娠 26 週頃	基本健診	⑬妊娠 38 週頃	基本健診	
		⑦妊娠 28 週頃	基本健診	⑭妊娠 39 週頃	基本健診	

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

概 要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【現 状】

町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に保健師や助産師等が訪問し、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実人数 (家庭数)	30人	29人	29人	28人	24人

【量の見込みと確保方策】

0歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、町の保健師等の体制により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭については、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげ、育児不安の軽減と虐待の未然防止に努めます。

■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	23人	23人	21人	21人	21人
確保方策	実施体制	町の保健師				
	実施機関	保健センター				

(5) 養育支援訪問事業

概 要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者が適切に養育できるよう、育児能力等の向上に向けた相談、指導、助言などの支援を行います。

【現 状】

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町の保健師などが対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実人数	1人	0人	2人	1人	2人

【量の見込みと確保方策】

実績から事業量を見込んでおり、引き続き、町の保健センターによる事業の実施を予定しています。乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、必要な事業量の確保を図ります。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
確保方策	実施体制	町の保健師			
	実施機関	保健センター			

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

概 要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、構成員間の連携強化を図ります。

【 現 状 】

本町では、要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議のほか、必要に応じて個別ケース会議を行い、児童の安全確保のための支援を図っています。

しかしながら、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業として、専門研修などは実施しておりません。

【 量の見込みと確保方策 】

今後も現在の取り組みを継続し、関係機関の連携のもと適切なケース支援が継続されるよう努めます。随時開催する個別ケース検討会議により、ケースに応じた適切な支援策を検討するとともに、実務者会議を開催してケース支援の状況把握・評価を定期的に行います。

協議会の構成員を対象に、児童虐待の対応に関する事例検討会等を定期的で開催し、担当者の資質の向上を図ります。

養育支援訪問事業担当者との定期的なケース検討会の開催により、児童虐待の恐れのある家庭等を早期に把握し、養育支援訪問事業との連携を図りながら支援することで児童虐待の未然防止に努めます。

(7) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

概 要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営の促進を図る事業です。

【 現 状 】

本町においては、第1期計画で、この事業は実施していません。

【 量の見込みと確保方策 】

第2期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況及び国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(8) 一時預かり事業

① 認定こども園在園児対象の一時預かり（預かり保育）

概 要

かつての幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園において教育時間の前後や土曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施します。

【現 状】

町内の認定こども園2か所において、1号認定を対象とした預かり保育を実施しています。実施時間については、通常の学期内においては、月曜日から金曜日の、14時00分から17時00分までです。また、長期休業期間中においては、月曜日から金曜日の、9時00分から17時00分までの8時間となっています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用数	3,260 人日	3,140 人日	3,070 人日	3,410 人日	3,200 人日
利用施設数	2 か所	2 か所	1 か所	2 か所	2 か所

※令和元年度の実績は11月時点での見込実績

【量の見込みと確保方策】

在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）については、引き続き町内2か所の認定こども園において実施します。従来は1号認定であった子どもの多くが、無償化により2号認定を受ける見通しであることから、1号認定を対象とした預かり保育の利用は減少する見込みです。基本的に定員は設定していないことから、1号認定の保護者の希望どおりの対応を図るために必要な事業量は確保できる見通しです。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用数	48 人日	48 人日	48 人日	48 人日	48 人日
利用施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

② その他の場所での一時預かり

(未就学児のトワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの利用を含む)

概 要

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について、主として昼間、認定こども園その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

確保方策の類型	○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 ○子育て援助活動支援事業：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業 ○トワイライトステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業
---------	---

【現 状】

令和元年度現在、市内の2か所の認定こども園において、通常保育を利用していない子どもの一時預かり事業を実施しています。利用実績については、年度ごとに利用の波がみられる状況です。

なお、本町においては、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）は実施しておりません。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一時預かり事業	64 人日	31 人日	43 人日	156 人日	104 人日
	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
子育て援助活動支援事業	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
計	64 人日	31 人日	43 人日	156 人日	104 人日
	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果から事業量は算出されませんでした。実績に基づいた利用を見込んでおり、町内2か所の認定こども園において実施する一時預かり事業により必要な事業量は確保できる見通しです。

なお、本町においては、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）を、一時預かり事業の確保方策としては見込んでおりません。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	45 人日	43 人日	40 人日	42 人日	41 人日
確保方策	45 人日	43 人日	40 人日	42 人日	41 人日
	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
一時預かり事業	45 人日	43 人日	40 人日	42 人日	41 人日
	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
子育て援助活動支援事業	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—

(9) 子育て援助活動支援事業【就学児対象】（ファミリー・サポート・センター事業）

概 要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。（※ここでは就学児対象分のみ）

【 現 状 】

本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は実施しておりません。

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果から、就学児対象の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のニーズ量は算出されなかったことも踏まえ、計画期間中、本事業を実施する予定はありません。将来的な事業の実施については、利用者の動向や保護者のニーズなどの今後の状況を踏まえながら検討していきます。

(10) 子育て短期支援事業

概 要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

【 現 状 】

児童福祉施設において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間（原則7日以内）預かる事業です。本町には提供施設がないことから、利用実績はありません。

【 量の見込みと確保方策 】

利用実績もなく、また、ニーズ調査結果からニーズ量も算出されなかったことから、第2期において具体的な事業量は見込んでいませんが、利用希望があった場合には、近隣の児童擁護施設等との連携を図り、必要な支援に努めます。

(11) 延長保育事業（時間外保育事業）

概 要

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。

【 現 状 】

町内の公立の認定こども園の開所時間は7時30分から18時30分までとなっており、保育標準時間の提供を図っておりますが、開所時間前後の11時間の標準保育時間を超える延長保育（時間外保育）は実施しておりません。

【 量の見込みと確保方策 】

利用実績もなく、また、ニーズ調査結果からニーズ量も算出されなかったことから、第2期において具体的な事業量は見込んでおりません。

子育て家庭のニーズに注視しながら、必要に応じて町内こども園における実施について検討していきます。

(12) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業）

概 要

児童が病気の際、または病気からの回復期、あるいは保育中に体調不良になった場合等において、病院・認定こども園等に付設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います。

事業の類型	○病児保育事業 【病児対応型】：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 【病後児対応型】：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 【体調不良児対応型】：児童が「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者の迎えまでの間、当該保育所で一時的に保育する事業 ○病児・緊急対応強化事業：ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業
-------	--

【現 状】

本町では、病児保育事業等は実施しておらず、利用実績也没有ありません。

【量の見込みと確保方策】

第2期において、事業の提供体制を確保できる見通しはなく、町内の2か所の認定こども園における実施の検討のほか、福祉関連施設等での実施についての要請を行うなど、保護者の多様なニーズへの対応に努めます。なお、本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を、病児を保育する事業の確保方策としては位置づけておりません。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

概 要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【現 状】

本町においては、第1期計画、この事業は実施していません。

【量の見込みと確保方策】

第2期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況及び国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

概 要

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【現 状】

本町では、町内に「中央子ども館」「応桑子ども館」「北軽井沢子ども館」の3か所の子ども館を設置し、保護者が昼間家庭にいない小学生（小学1～6年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

しかしながら、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の枠組みでの事業は実施していません。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用者数	12,896人	13,995人	17,042人	17,576人	12,909人
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

※令和元年度の実績は11月時点での見込実績

【量の見込みと確保方策】

今後も、3か所の子ども館を運営し、放課後の小学生の遊びや生活の場を提供する事業を実施します。なお、第2期においても、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の枠組みで事業を実施する予定はありません。

第5章 子ども・子育て支援の展開

基本目標1 地域における子育ての支援

保護者が安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

すべての子育て家庭が、地域の中でのびのびと安心して子育てができるよう、情報提供・相談体制の充実や交流・ふれあい機会の拡充を図るほか、地域において保育や子育て支援を担う人材の育成を図ります。

また、子どもたちが心身ともに地域で健全に成長できるよう、地域における子どもの居場所の確保を図ります。また、子どもの自主的な活動を促進するためにも、家庭や地域、関係機関からの協力を得ながら地域における取り組みを推進します。

(1) 地域における保育・子育て支援サービスの充実

多様な保育サービスをはじめ、子育て親同士の交流の場の提供、気軽に相談できる体制の強化、子どもの居場所づくりなど、様々な子育て支援サービスの充実を図り、社会全体ですべての子育て家庭を支える地域づくりを推進します。

事業の名称と内容	担当部署
① 保育サービスの充実 子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の多様な生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制の整備を図ります。 ●通常保育 ●休日保育（土曜日）	教育課
② 一時預かり事業 パート等の就業形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育を支援するための保育事業を認定こども園で実施します。	教育課
③ 認定こども園預かり保育事業 子育て家庭の就労機会拡大のため、1回の預かり時間を教育時間終了後から午後5時までとし、2時間ごとに200円で実施します。	教育課
④ 子ども館 子どもの安全な遊び場、同じ育児世代の保護者の情報交換の場として、親子で自由に使える子ども館を大津・応桑・北軽井沢地区に設置・運営します。	教育課
⑤ 子育て世代包括支援センターの設置検討 妊娠期から子育て期の保護者の様々な悩みや心配事や不安などの解消を図り、楽しく子育てができるよう、子育てに関する様々な相談や悩みに対応するほか、各種サービスの紹介などを行う予定です。	町民生活課

（２）子育て情報の提供と相談支援とネットワークづくり

保護者の不安や悩みを解消するため、子育て中に必要となる情報の提供や子育てに関する各種相談支援の充実を図ります。さらに、子育て家庭が孤立感を感じることをないように、関係機関との連携のもと、子育て支援ネットワークの構築に努めます。

事業の名称と内容	担当部署
① 子育てに関する相談支援	町民生活課
保健センターにおける保健師による乳幼児等の相談活動、教育課窓口における保育や子育て支援事業に関する情報提供や利用支援を行うなど、子育て支援ネットワークの構築に努めます。	
② 子ども館だよりの発行	教育課
子ども館だよりを発行し、子ども館でのイベント情報を周知するなど、利用を呼びかけます。	
③ 子育てに関する情報提供	教育課 町民生活課
広報紙やホームページを通じて、保育施設や遊び場、県の子育てに関する相談機関や医療機関などの情報提供を行います。	

（３）子育て家庭の経済的負担の軽減

国・県等の制度に基づき、地域の実情を踏まえながら各種手当等を支給し、子育て家庭の経済的な負担感の軽減を図ります。

事業の名称と内容	担当部署
① 出産奨励手当金の支給	
出産時に6か月以上前から長野原町に居住し、2子以上を養育していることが条件で、第3子以降を出産し、その子を養育する父母に15万円の出産奨励手当金を支給します。	町民生活課
② マタニティグッズの支給	
母子手帳を交付された方を対象に、子育て支援パンフレット、マタニティキーホルダー、マタニティステッカーをプレゼントします。	町民生活課
③ 給食費の無償化	
町独自の支援として、認定こども園、小中学校の給食費を無料とします。	教育課
④ 幼児教育・保育の無償化	
3歳以上の幼児教育・保育の無償化制度を適切に運営し、子育て世代の経済的負担軽減を図り、子どもたちの生涯に渡る人格形成の基礎を培う上で重要な幼児教育を推進します。	教育課
⑤ 第3子以降3歳未満児の保育料無償化	
県の制度に基づき、第3子以降3歳未満児の保育料は無料とします。	教育課
⑥ 医療福祉費の支給	
県の制度に基づき、乳幼児から中学生までの医療にかかる費用の一部を助成します。	教育課

(4) 児童の健全育成

地域ごとに放課後の子どもの居場所の整備・充実を図るとともに、子ども会をはじめ、地域団体や地域住民との連携強化を図り、子どもたちが地域のなかで様々な活動に参加し、安心して過ごすことのできる居場所の確保に努めます。

事業の名称と内容	担当部署
① 放課後子ども教室	教育課
子どもたちの放課後の居場所づくりとして、小学校には「こども館」が併設されています。学習支援や体力向上など、事業や人材を活用し、充実した運営を図っていきます。	
② 中学校区における健全育成合同会議	教育課
長期休業を前に、中学校区を単位とし、教職員をはじめ、PTAなど学校関係者と区長や民生委員、青少年育成推進員など地域の代表が一同に集い、青少年の健全育成についての取り組みや課題について情報の共有を図ります。	
③ 地域の伝統行事への参加	全庁関係課
子どもが地域の行事に積極的に参加することを呼びかけ、地域住民との交流ができるよう応援します。	
④ 小学生交流キャンプ	教育課
町内小学5年生を対象に、北軽井沢地内において野外活動（キャンプ）を行います。実際の野外活動の体験を通じて生きる力を育むとともに、管内小学校児童の交流を深めます。	
⑤ スポーツ少年団の育成と選手派遣費用の助成	教育課
長野原町では、小学生を中心としたスポーツ少年団活動を推進し、さまざまな支援を行っています。少子化により団体種目が減少する中、単位団の集約や連携を図りつつ、指導者の育成支援を検討していきます。	
⑥ 青少年健全育成の集いの開催	教育課
長野原町管内の学校や団体から推薦される、優良青少年や青少年の健全育成に尽力された方々の表彰や、後援会により、健全育成についてみんなで考える機会を提供します。	

新・放課後子ども総合プラン

■実施目標

- 放課後子ども教室の実施にあたっては、公共施設等を活用します。
- 放課後子ども教室と子ども館を連携して実施することより、保護者のニーズにあった子育て支援を目指します。

【令和6年（令和5年度末）の実施目標】

	平成31年4月【現状】	令和6年3月【目標年】
放課後子ども教室数	3教室	3教室

■実施に向けた方策

- 実施に向け、実施主体である教育委員会教育課と小学校が協議を行い、本プランの必要性及び意義等への理解を促します。
- 実施の際には、運営委員会を設置し、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表します。
- 放課後活動の実施にあたっては、教育委員会教育課と小学校が十分協議し、責任体制の明確化を図ります。
- 保護者のニーズや現場の状況などを勘案し、放課後子ども教室と子ども館の開設時間の検討を行います。

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

すべての子どもが健やかに成長するためには、安心して妊娠・出産・育児できる環境をはじめ、子どもの発達段階に応じた保健対策が必要です。

母子保健事業や小児医療などの基礎的な保健医療の基盤の充実を図るだけでなく、子どもの思春期保健や食育までも含めた、妊娠期から子どもの成長における心身の健康を確保するための切れ目のない支援に取り組みます。

(1) 子どもと母親の健康の確保

妊娠期からの継続的な支援を行うことで妊娠・出産・育児にかかる必要な知識の普及を図るとともに、保健師等と母親の信頼関係を構築し、出産や育児に対する不安の解消・軽減と、孤立化の防止に努めます。さらに、父親や家族の出産・育児への理解・協力に対する意識啓発を図ります。

むし歯予防対策については、むし歯保有率低下の効果がみられるよう、事業を実施し、意識の向上を図ります。

事業の名称と内容	担当部署
① 母子手帳交付	
保健センター窓口にて交付し、その際、妊娠届出時アンケートを実施し、妊婦の方の生活状況や気持ち等を把握し相談に応じます。	町民生活課
② 妊婦健診受診料補助【地域子ども・子育て支援事業】	
県医師会、各病院と連携し、母子手帳交付時に14回分の受診票を交付します。	町民生活課
③ 両親学級	
妊娠中の栄養・歯科衛生、赤ちゃんの生理と保育、お産の準備と経過、赤ちゃんのお風呂、お父さんの妊娠体験、マタニティーピラティスなどをテーマにした母親・父親向けの教室を、草津町と合同で実施します。	町民生活課
④ 乳幼児家庭全戸訪問事業【地域子ども・子育て支援事業】	
保健師・助産師が、町で生まれた新生児と産婦を訪問し、健やかな成長と母の育児不安の解消の一助となるべく、体重測定・育児相談・母子保健事業のお知らせ・予防接種の説明などを行います。	町民生活課

事業の名称と内容	担当部署
⑤ 1歳6か月児、3歳児精密健診・事後指導 1歳6か月児健診、3歳児健診の精密健診であり、児童相談所が県内保健福祉事務所を巡回して実施します。各健診で紹介し、随時参加を促進します。 ●会場：吾妻保健福祉事務所 ●対象者：1歳6か月児、3歳児健診実施後精密検査が必要と思われる子どもと保護者。前回の精密健診の受診者。	町民生活課
⑥ 予防接種事業 対象者に個別通知し、各種予防接種を実施します。 ●会場：保健センター・各小中学校・県内医療機関	町民生活課
⑦ 歯みがき教室 園児と保護者を対象に、歯科衛生士による講話と歯みがき指導を行うとともに、6歳臼歯のむし歯予防の実際と知識の普及を図ります。	町民生活課
⑧ フッ素塗布事業 幼児健康診査時に、フッ素塗布を実施します。 ●対象者：1歳6か月児・2歳児・2歳6か月児・3歳児 ●実施内容：歯科検診・フッ素塗布	町民生活課
⑨ インフルエンザ予防接種の費用負担軽減 中学生までの子どもについて、インフルエンザのワクチン接種を無料で実施します。	町民生活課

(2) 子どもの発達支援と保護者へのサポート

すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもの発達段階に応じた保健対策を実施するとともに、子どもの発達等の面で不安を抱える保護者への支援を図ります。

事業の名称と内容	担当部署
① 乳児相談 町の保健師、栄養士が、乳児の月齢に応じた離乳食の進め方の確認及び相談支援を行います。 ●対象者：7・8・9・10か月児 ●実施回数：年6回	町民生活課
② ちびっこクラブ（育児支援事業） 3歳になるまで他の親子と接する機会が少ないため、育児不安の軽減を図り、集団遊びを通じた仲間づくり、コミュニケーションを深める・機会を提供します。 ●会場：中央・応桑子ども館 ●対象者：2歳児、3歳児、保護者、年度2歳・3歳児 ●実施回数：年12回	町民生活課
③ 子育て支援シートの活用 妊娠中や育児中の不安解消のため、母子手帳交付時や乳児健診の場を利用し保護者への相談支援を実施。母の子育ての現状把握、継続的な関わりを持てるよう、アンケートやシートを活用します。	町民生活課
④ 子どもの事故予防事業 1歳6か月健診、3歳児健診時に事故問診シートをもとに問診を行い、誤飲チェッカー、パンフレットなどを配布します。	町民生活課
⑤ 施設支援事業 県の事業で、町内のこども園を保健福祉事務所スタッフ、心理士、保健師が巡回し、子どもに対する支援方法について教諭に提案します。	町民生活課
⑥ マザーアンドチャイルド 友達と上手に遊べない、発達が心配など、不安を抱える子どもと保護者を対象に、遊びの療育を通して関わり方を学べる教室を開催します。 ●会場：中央子ども館	町民生活課
⑦ 子どもの発達相談 言葉などの発達、食事、睡眠など育児全般についての保護者の悩みに専門スタッフが相談を受けます。相談の形態は巡回相談、訪問相談から選ぶことができます。	町民生活課

（３）「食育」の推進

食に関する正しい知識の習得を図るとともに、乳幼児期から栄養バランスのとれた規則正しい食習慣の定着を促進し、子どもの心身の健やかな成長・発達を促します。

また、地元の農産物を使った料理や農業体験、地域特有の食文化に触れる機会を通して、食の大切さや地域に対する理解促進を図ります。

事業の名称と内容	担当部署
① 食育相談	町民生活課
栄養士が、乳幼児健診（４～５か月児、１１～１２か月児）時に、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣のため、食育の指導を実施します。	
② およこの食育教室	町民生活課
栄養士と食生活改善推進員が連携し、親と子どもが調理を通してふれあい、食育の大切さを学ぶことができる食育教室を実施します。	
③ 妊婦の栄養指導	町民生活課
栄養士が、妊産婦の食生活の充実や健康のため、両親学級にて栄養や食育の指導を行います。	

（４）思春期保健対策の充実

思春期は子どもから大人への過渡期であり、心や体の発達にとって重要な時期です。思春期の性や、喫煙、飲酒、薬物等の問題は、子どもの心と体に大きく影響することから、それらに関する教育を実施します。

また、思春期には、心身の発達途上の不安定さゆえに、不安や悩み等を抱え、いじめや不登校等により学びたくても学べない子どもがいることを踏まえ、学校、家庭や地域、関係機関等が連携し、子どもの心身の健全な発育を支える環境づくりに努めます。

事業の名称と内容	担当部署
① 思春期教室	町民生活課
養護教諭と講演会についての検討を行い、性・薬物・ところ等について講演会を開催します。	
② 学校における思春期保健教育	教育課
学校において、性や、喫煙、飲酒、薬物等に関する教育を実施します。	
③ 学校等における相談支援体制の充実	教育課
学校に、スクールカウンセラーを配置し、思春期の児童生徒の相談支援体制の充実を図ります。	
④ SOS の出し方教育の推進	教育課
小・中学校との連携のもと、通常の教育活動の一環として、困難やストレスに直面した際の対処方法や SOS を発信することに関する教育を推進します。	

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもたちは次代の担い手となる存在であり、将来は自らが働いて生計を立て、親となり、地域の子どもを見守る立場となります。そのときの大人としてのあり方や子どもとの関わり方には、子ども時代の学習や体験が大きく影響します。

家庭が子どもの将来にわたる生活習慣や人格形成の基礎的な場であることを踏まえ、家庭の教育力の充実を図るとともに、子どもの健やかな成長には家庭のみならず地域の人々との交流や体験活動も重要であることから、地域住民の子ども・子育ての関心を喚起し、地域ぐるみで子どもを育てる意識と活動を醸成します。

また、子どもの生きる力は集団生活の中で培われるものも多く、学校は、学力はもちろん、健やかな身体、思いやりや助け合いの心、マナーやモラルを身につけられる重要な場所です。しかし、心身の発達途上の不安定さゆえに、不安や悩みなどを抱える児童・生徒も多いことから、児童・生徒が安心して頼れる相談の場づくりに努め、支援を必要とする子どもに対する適切な対応を図ります。

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

子どもの「生きる力」を育むため、きめ細かな学習指導により基礎学力や主体的思考、課題解決能力の向上を図るとともに、それらを活用し、豊かな心と健やかな体を育み、時代の変化に対応できる人材の育成を図ります。

基本的な人間関係づくりをはじめ、健全な子育て観が形成されるような学習機会づくりや情報提供など、次代の親を育てる取り組みを推進します。

事業の名称と内容	担当部署
① 小中学生によるこども園児との交流事業	教育課
小学生や中学生、高校生がこども園児と遊ぶことにより、将来親になるひとりとして、育てる側の意識や幼児への関心、親しみの気持ちを育てます。 (生活科による小学校1・2年生との交流。中学生による職場体験)	
② 中学生海外派遣事業の推進	教育課
中学生海外派遣事業を推進します。	
③ A L Tとの連携による授業の実施	教育課
A L Tと連携をとりながらこども園・小学校・中学校での交流を図るとともに、各学校でのT・T授業を実施します。	

事業の名称と内容	担当部署
④ 中学生職業体験事業	教育課
夏季休業中、各学年とも農業、商業、老人介護等の社会体験を積む事業を実施します。	
⑤ 郷土料理教室	町民生活課
郷土料理の授業の時に一緒に調理実習を行い、郷土料理や食育について学びます。 対象：中学2年生 実施回数：各中学校1回 従事者：栄養士、食生活改善推進員	
⑥ 郷土理解に関する教材の配布	教育課
小学校3年生に社会科副読本として「のびゆく長野原町」を配布し、自分の住んでいる町のことや農業・商業・観光等を知ってもらうことに役立てます。	
⑦ 特色ある学校運営	教育課
農業体験・ビオトープのほか、福祉施設等の職場体験など特色ある学校運営を推進します。	

（２）地域における教育力の向上

家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、保護者に対して家庭教育の重要性を啓発し、学習活動への参加を促進します。

また、自然環境や人材、伝統文化などの地域資源を生かしながら、子どもたちが地域の中で様々な体験や交流活動を通じて社会性を学び、豊かな心を育てる機会と環境の充実を図ります。

事業の名称と内容	担当部署
① 子ども育成会の振興事業	教育課
伝統芸能保存のため助成事業を行うとともに、キャンプ等に対してはテントの貸し出しなどで支援していきます。	
② ふるさとキッズ西吾妻連携講座	教育課
地域資源（施設・人材等）を活用した、様々な講座や体験事業を吾妻西部3町村の連携のもとに企画・運営しています。親子揃っての体験活動を通じて、生きる力を身につけたり他人とのコミュニケーション能力を育むことを目的に実施しており、参加者や関係者からも好評をいただいています。	
③ 読み聞かせ会の開催の推進	教育課
中央子ども館で行われている読み聞かせ会を中心に、広報、資機材の貸与などを県立図書館などと連携をとりながら行います。	
④ 家庭教育学級の充実	教育課
認定こども園及び小中学校が運営する家庭教育学級を支援し、家庭教育について学ぶ機会の充実を図ります。	

（３）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの心身の健全な育成に悪影響を及ぼす、性や暴力などの有害情報に、子どもができるだけ触れることのない地域社会及び生活環境づくりを推進します。性、暴力等インターネットやメディアにおける有害情報対策の推進や自主的措置の促進

事業の名称と内容	担当部署
① 青少年育成推員進活動事業	教育課
子どものたまり場の巡回や、社会環境実態調査の実施を行っています。	

基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境の整備

子どもが安全にのびのびと活動でき、親が安心して子育てできるためには、防犯・防災も含めたより良い生活環境が求められます。そのため、公園や道路、施設等のハード面の維持・改善を図るとともに、行政や警察署等の関連機関の連携のもと、地域住民の協力を得ながら安全・安心なまちづくりの体制整備を推進します。

また、就労を続けたい母親が子育てを理由に退職することがなく、働きながらの子育てと母親同士の活動なども両立しうるような、男女ともに多様な生き方が選択できる地域社会づくりを推進します。

(1) 良質な住環境と道路交通環境の確保

地域において安全・安心で快適な生活を営むことは子育て世帯の願いでもあります。また、子どもが健やかに成長するため、良好な居住環境と安全な道路交通環境等を確保し、快適に生活できるまちづくりを推進します。

事業の名称と内容	担当部署
① 住居に関する情報提供及び町営住宅の整備	建設課
町ホームページによる情報の提供や、子育て期にある世帯が入居できるゆとりある町営住宅の整備を図ります。	
② 地区公園の充実	教育課 建設課
ハッ場ダム周辺地域の地区公園の管理を行います。	

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

家庭での時間の大切さを認識し、働き方の見直しが図られるよう意識啓発を図り、働き方改革を促進します。子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけるなど、女性も男性も仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

事業の名称と内容	担当部署
① 子育て関連冊子の配布	町民生活課
両親学級にて、妊娠・出産・育児に対する心構え、協力の仕方についてのテキストを配布します。	
② 両親学級への参加啓発	町民生活課
夫婦が協力して出産・育児に臨めるよう父親の参加を促進します。	

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

関係機関との連携・協力により、認定こども園や小中学校等における交通安全に対する意識啓発を図るとともに、保護者や地域住民による交通安全活動を促進します。

事業の名称と内容	担当部署
① 交通安全教育の実施	総務課
警察署・交通安全協会と連携し、新入学児童と保護者が一堂に会する、登下校時の交通安全についての交通安全教室を開きます。	
② 交通安全街頭指導	総務課
学校・PTA・交通指導員の協力のもと、毎月1・15日を交通安全の日として園児・小学生の通園・通学路の横断指導を実施します。	
③ 交通安全教育にあたる民間指導者の育成	総務課
交通指導員の研修を実施します。	
④ チャイルドシートの貸し出し事業	町民生活課
チャイルドシートの装着普及を図り、交通事故から乳幼児の生命を守るためチャイルドシートの貸し出しを実施します。	
⑤ 新入学児童交通安全ヘルメット助成事業	総務課
新入学を迎える小学生を対象に交通安全用ヘルメット購入に対し、購入費の一部を助成します。	

（４）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えのもと、関係機関との連携・協力により、小中学校等における防犯・防災に対する意識啓発や、災害時も含めたいざというときの対処方法等の普及を図るとともに、保護者や地域住民による自主的な防犯・防災活動を促進します。

事業の名称と内容	担当部署
① 広報紙における防犯情報の掲載	総務課
広報紙を活用して防犯情報を掲載し、防犯意識の高揚を図るとともに犯罪の実態を周知し、被害を未然に防ぎます。	
② 青少年健全育成事業	教育課
青少年育成推進員等により、健全育成に関する情報交換及び協力について、年2回話し合いの場を設けています。	
③ 防犯灯の整備	総務課
学校付近及び通学路を主体とした防犯灯の整備充実を図ります。	
④ 地域安全診断	総務課
犯罪や事故を防ぐために子どもの遊び場、通学路等の危険な場所など、地域と共同で確認し改善に努めます。	
⑤ 防災訓練の実施	教育課
大規模災害発生の際に、子どもを無事に保護者のもとに帰せるよう、小中学校において浅間山の火山噴火対策避難訓練をはじめとした防災訓練を行います。	

基本目標5 支援を要する子どもへの対応等のきめ細かな取り組み

子どもの健やかな育ちを守る上で、障がいがあることやひとり親家庭で育つことが成長の妨げになることがないように、経済面あるいは心理面といった多様な支援が必要になることがあります。経済的な困難を和らげるための支援のみならず、相互理解を促進し、自然な助け合いの精神を発揮できるような土壌の醸成を推進します。

また、すべての子どもには、保護者などからたくさんの愛情を受け、適切に養育されながら、健やかな成長と発達及び自立が保障される権利があります。児童虐待の防止はもちろん、一人ひとりの子どもの権利と将来の可能性に格差が生じないように、その幸せと最善の利益を第一に考えながら、支援を要する子ども及び子育て家庭に対する適切な支援を図ります。

（１）児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携を強化しながら、あらゆる機会を通じて虐待の早期発見に努め、適切な措置を講じるとともに、親の態度や子どもの様子から虐待の兆候を早期に捉え、継続的な助言・指導を行います。

また、保護者や町民の児童虐待に対する認識を深め、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。

事業の名称と内容	担当部署
① 長野原町要保護児童対策地域協議会	町民生活課
児童虐待に対し、関係する保健福祉・医療及び教育の担当者が連携し事例の検討、情報交換を行います。	
② 緊急一時保護が必要な児童への対応	町民生活課
緊急一時保護が必要と認められる場合、児童相談所に通告します。	

（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭に対し、資金的な支援とあわせ、生活相談や就労支援など自立に向けた支援の充実を図ります。

事業の名称と内容	担当部署
① 生活援助対策事業の推進	
ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう児童扶養手当や医療費支給等の支援を実施します。	町民生活課
② 小学校入学・中学校入学時の記念品贈呈	
小学校入学、中学校入学時に記念品を贈呈します。	町民生活課
③ 母子父子福祉推進事業費に対する助成	
社会福祉協議会が実施する母子父子福祉推進事業費に対し助成しています。	町民生活課



（３）障がい児施策の充実

障がい児を対象とした各種福祉サービスの充実及び経済的負担の軽減を図るとともに、保護者の気持ちや意向に配慮しながら、一人ひとりの状況に応じた保育・教育環境の確保ときめ細かな相談支援の充実を図ります。

また、障がいに対する理解を深め、共に地域で暮らしていくことができる環境づくりを推進します。

事業の名称と内容	担当部署
① 教育支援委員会	
早期からの教育相談・支援や就学先決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うため、教育関係者と保健部局が一堂に会して情報交換を行い、最善な方向を協議します。	教育課
② 小児慢性特定疾患医療の見舞金の支給	
県が実施する小児慢性特定疾患医療を受けている児童の保護者に対して見舞金を支給します。	町民生活課
③ 障害者手帳の交付	
障がいのある児童に手帳を交付し、必要とする福祉サービスを提供します。	町民生活課
④ 障がい児保育	
認定こども園において、手帳取得者をはじめ、特別な支援が必要な子どもの保育等について、関係機関と連携しながら適切な対応を図ります。	教育課
⑤ 障がい児教育	
保護者の意向や本人の障がいの程度に応じた自立に向けた教育を推進します。個別の教育支援計画の作成、生活支援員の確保や周囲の理解促進等に努めながら、特別支援学級、普通学級における受け入れ体制の充実を図ります。	教育課
⑥ 各種手当の支給	
身体・知的障がいのある児童及びその養育者に対し、障害児福祉手当や特別児童扶養手当等について国の制度に基づいて支給します。	町民生活課
⑦ 障害児福祉サービス等の充実	
障がい児の自立を支援するための福祉サービス等について、きめ細かな提供がなされるための相談支援及び提供基盤の確保充実に努めます。 ●児童発達支援 ●医療型児童発達支援 ●放課後等デイサービス ●福祉型障害児入所施設 ●医療型障害児入所施設 ●地域生活支援事業 など	町民生活課

（４）子どもの貧困対策及び社会的養育の推進

すべての子どもには、愛され、適切に養育されながら、健やかな成長や自立が図られることが保障される権利があります。

一人ひとりの子どもの権利と将来の可能性に格差が生じないように、その幸せと最善の利益を第一に考えながら、子どもと子育て家庭に対し、適切な支援を図ります。

事業の名称と内容	担当部署
① 生活困窮家庭の把握と支援【新規】	
民生委員・児童委員をはじめ、関係機関や全庁の連携体制のもと、生活困窮家庭の把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援・就労支援・給付金の支給等の適切な支援につなげます。	町民生活課
② 就学援助費【新規】	
学校教育活動において、経済的に支障をきたしている小中学生の保護者に対して、学用品費等を支給します。	教育課
③ 社会的養育の推進【新規】	
児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するとともに、虐待等により家庭における養育が適当でない場合には、県や児童相談所等の関係機関との連携のもと必要な措置を図ります。	町民生活課

●生活困窮世帯に対する民間事業

【フードバンクの運営支援】

企業などから余った食品を集めて保管し、生活に困っている子育て家庭に無料で配る「フードバンク」の取り組みを支援します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本町が今後目指していく子ども・子育て支援とは、まずは子どもの健やかな成長が保障され、当事者である保護者が子どもと向き合える環境を整え、子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

そのため、子ども・子育て支援の趣旨が広く町民の理解を得られるよう、本計画や子育て支援施策の内容について、町のホームページ、広報紙等を通じて周知を図ります。

さらに、計画を総合的に推進するにあたっては、家庭・学校・地域・企業・行政など、多種多様な社会の構成メンバーが連携を図りながら、以下に示すようなそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。

● 家庭の役割

家庭は子どもにとって一番大切な場所です。保護者が愛情を持ち、様々な人の協力を得ながらその育ちを支え、子どもの成長とともに親自身も成長していく場となることが求められます。

● 地域の役割

近所の子どもと挨拶を交わしたり、登下校の子どもを気遣ったり、住民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守りながら、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが求められます。

● 教育機関の役割

こども園や学校は同年代の子どもが集団で生活しながら、ルールやマナー等を学ぶ場でもあります。子どもたちが社会性を身につけ、個性を伸ばし、豊かな人間性を養うよう幼児期の教育・保育の充実に努めます。また、地域と連携し、地域に開かれた子育て支援機関としての役割も期待されます。

● 企業（職場）の役割

男性も含めて就業者の家庭生活と職業生活の両立を図るため、育児・介護休業制度の定着、多様な勤務形態の導入、労働時間の短縮、再雇用制度の拡充などが期待されます。

● 行政の役割

本計画の推進を図るとともに、様々な子育て活動の支援や関連機関との連携・調整を行い、地域ぐるみの子育て支援を促進します。また、住民に対して、子育て支援に関する広報啓発に努め、住民の理解と協力を得ながら施策を推進します。

2 教育・保育の提供にあたって

(1) 教育・保育の一体的な提供と質的向上の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟に子どもを受け入れることのできる施設です。

本町においては、質の高い幼児教育カリキュラムや保育サービスの充実を実現する教育・保育環境づくりを目指し、第1期計画期間中に公立の幼稚園、保育所を整理・統合し、公立の認定こども園として平成29年4月に「応桑こども園」、の平成30年4月には「中央こども園」を開設しました。

今後も、教育・保育の一層の質の向上を図るため、職員の研修等を実施していきます。さらに、子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、こども園相互の連携やこども園と小学校等の連携に努めます。

(2) 産後の休暇及び育児休業後の保育等の利用支援

保護者が認定こども園等への入園時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることがないように、産前・産後休業や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、教育委員会教育課窓口や認定こども園等を通じて休業中の保護者向けの情報提供の充実、当事者に対する相談支援に努めます。

休業明けの保護者の認定こども園等の速やかな利用につなげるため、柔軟な受入れの促進や優先度の引上げなど支援の充実を検討していきます。

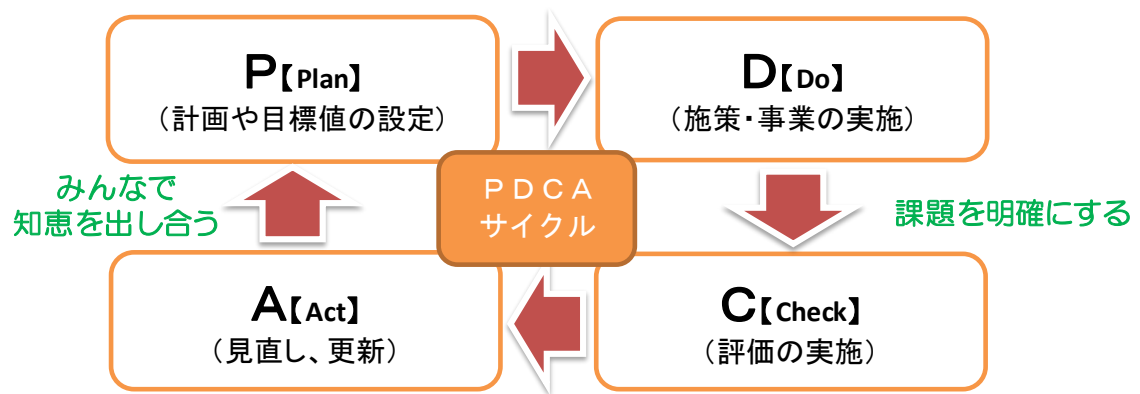
(3) 外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

3 計画の進行管理

計画期間中は、教育委員会教育課が事務局となり、関係各課、町民や各種団体・関係機関などとの連携のもと、計画の進捗状況の把握・検証を重ね、必要に応じて取り組みの改善を図ります。5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげます。

■ 進行管理のPDCAサイクルのイメージ



第2期長野原町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発 行 長野原町

編 集 長野原町 教育委員会 教育課

〒377-1392

群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 1340 番地 1

電話：0279-82-2244（代表）
